

令和4年第4回

太子町議会定例会会議録

開会 令和4年12月1日

閉会 令和4年12月20日

太子町議会

令和4年 第4回太子町議会定例会会議録目次

第1日（12月1日）

開会宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期決定の件	5
諸般の報告（監査、全国町村議会議長会、大阪広域水道企業団議会）	6
議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（町長提出議案）	9
議案第48号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件（町長提出議案）	9
議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）	9
議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）	9
議案第51号 太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件（町長提出議案）	9
議案第52号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）（町長提出議案）	11
議案第53号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	11
議案第54号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	11
議案第55号 太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件（町長提出議案）	13
議案第56号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）	15
諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）	16
散 会	20

第2日（12月16日）

開 議	23
一般質問	23
散 会	67

第3日（12月20日）

開 議	71
議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第48号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	71
議案第51号 太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第52号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）（予算常任委員長報告）	71
議案第53号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第54号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	71
議案第57号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件（町長提出議案）	77
議案第58号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出議案）	79
議員提出議案第1号 太子町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件（議員提	

出議案)	81
閉会中の継続審査の申し出について.....	83
閉 会.....	83

【第 1 日】

令和4年 第4回太子町議会定例会会議録

令和4年12月1日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	山森恵里
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、全国町村議会議長会、大阪広域水道企業団議会）
- 日程第4 議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第48号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第51号 太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第52号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）（町長提出議案）
- 日程第10 議案第53号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第54号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第55号 太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第56号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会が招集されました。皆さんにおかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現在カタールで開催されておりますサッカーの世界カップにおきましては、本町出身の前田大然選手が日本の代表選手として参加しています。

23日のドイツ戦では、前田選手は前半で俊足を生かした速攻でゴールのネットを揺らしましたが、惜しくもオフサイドで得点にはなりませんでしたが、強豪ドイツに逆転勝ちで初戦を突破いたしました。

27日のコスタリカ戦では惜しくも敗戦しましたが、決勝トーナメント進出をかけた明日のスペイン戦に期待しているところであります。

前田大然選手とサムライブルーの更なるご活躍を心よりご祈念申し上げます。

また、中々収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、ウィズコロナということで経済対策等も講じられ、イベントも感染対策を行いながら徐々に再開されておりますが、感染者もまた徐々に増え、来年の1月には第8波のピークが来るとも言われております。

国産の飲み薬も承認され、12月中には医療機関に届くと報道されております。

新型コロナウイルス感染症予防により少なくなっておりましたインフルエンザの感染者も増えており、医療従事者におかれましては、本当に頭の下がる思いとともに、深く感謝の意を表します。

感染された方に対しましては、一刻も早い快復をご祈念申し上げます。

また、全国にてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまに謹んでお悔やみ申し上げます。

議会におきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応策として理事者側の出席を必要最小限の人数とすることのほか、議員、職員及び傍聴者においてはマスクの着用を必須とすることとしておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

かねてより本町の議会の課題でもありました映像配信につきましては、開かれた議会活動の一環で、議会の見える化を図るべく、この定例会より本会議のインターネットによるライブ配信を行っております。

また、庁舎1階の緑の回廊と4階のエレベーターホールにモニターを設置しました。そちらでもご覧いただけるようになりましたので、よろしく申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和4年第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、大阪府内では新規感染者数が増加しており、感染拡大傾向にあります。また、病床使用率も上昇し、大阪モデルの警戒の目安である20%に達したことから、11月8日に黄色信号が点灯しており、いわゆる感染拡大の第8波の入り口に差しかかっているとも言える状況で、今後の動向が懸念されるところでございます。

本町におきましては、10月よりオミクロン株に対応した2価ワクチンの集団接種を実施しております。ワクチン接種は感染を予防するだけでなく重症化を防ぐ効果も確認されていることから、より多くの方が接種することで、仮に感染拡大の第8波が訪れたとしてもその規模を抑えることができることから、子どもへの接種を含め、引き続き住民の皆様には積極的な接種を呼びかけてまいります。

さて、依然として新型コロナ感染症の状況は予断を許さない状況ではございますが、10月末の太子町文化祭に引き続き、11月13日には、こちらも3年ぶりとなる「ふれあいT A I S H I」を開催いたしました。残念ながら天候には恵まれなかったものの、会場には久しぶりのイベントを楽しみにされていた大勢のお客様とともに2025年の大阪・関西万博のマスコットキャラクター、ミャクミャクも駆けつけてくれ、盛況を博しました。

また、11月23日、11月27日には、先ほど議長のご挨拶にもありましたが、本町PR大使の前田大然選手が日本代表チームに選出されているF I F Aワールドカップカタール2022のグループリーグ第1節の日本対ドイツ戦、第2節の日本対コスタリカ戦のパブリックビューイングをそれぞれ開催し、多くの住民の皆様と心をつなげて前田選手と日本代表チームを応援することができました。

日本代表チームの予選リーグの突破は明朝の第3戦の結果次第という状況でございますが、本町といたしましては、引き続き前田選手の大活躍を期待しつつ、今回のイベントがサッカーのみならずあらゆるスポーツを共に応援する喜びの輪が広がるきっかけとシビックプライドの醸成につながればと考えております。

このように、今後も様々な分野においてウィズコロナの取組をしっかりと前に進め、コロナ前の姿を取り戻してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いをいたします。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、まず、条例案といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件ほか4件、予算案といたしまして、令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）ほか2件、人事案といたしまして、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件ほか1件、諮問案件といたしまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の1件、以上合わせまして11件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（山田 強君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和4年第4回太子町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長（山田 強君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斧田議員、2番、建石議員を指名いたします。

○議長（山田 強君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会については、11月24日に開催されました議会運営委員会において検討いただきました結果、会期は本日12月1日から12月20日までの20日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月20日までの20日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は、提出されました

全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。

ただし、日程第12、議案第55号、日程第13、議案第56号及び日程第14、諮問第2号は、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日に総務まちづくり常任委員会を、6日に福祉文教常任委員会、7日に予算常任委員会と福祉文教常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、8日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がありましたら、13日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

16日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りにつきましては、2日の正午とさせていただきます。

20日に最終本会議を開催させていただきますして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

なお、本会議の再開通知は省略とさせていただきますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

大阪広域水道企業団11月定例会が先日11月15日に開催されました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

案件の内容でございますが、令和4年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会提出議案、2枚目の目次にありますとおり、企業長提出議案といたしまして、議決案件6件、報告案件4件の合計10件の案件並びに監査委員報告として例月現金出納検査の結

果に関する報告の提出がございました。

初めに、令和4年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会提出、議案1頁をご覧ください。

初めに、第1号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件でございます。

内容といたしましては、豊能水道事業の料金体系を用途別から口径別に変更するとともに、平均改定率15%の料金改定を行うほか所要の改正を行うもの、及び市町村域水道事業の事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い所要の改定を行うもので、施行期日は令和5年4月1日となります。

続きまして、4頁をご覧ください。

第2号議案、大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件でございます。

内容といたしましては、事務の効率化を図るため、規則等についての公布の署名を要しないこととし、公布のための記名等について定めるもので、規程の公表のための押印を要しないこととするものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

続きまして、6頁をご覧ください。

第3号議案、令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件でございます。

内容といたしましては、地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金103億2千469万6千434円のうち、1億5千290万1千974円を水道事業統合促進積立金として積み立て、56億3千262万6千576円を資本金に組み入れることと、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金35億9千571万8千466円のうち、1億9千283万8千741円を減債積立金として積み立て、13億3千70万2千973円を資本金に組み入れるものです。

続きまして、7頁をご覧ください。

第4号議案、令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件でございます。

内容といたしましては、地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金40億3千178万2千249円のうち13億8千342万2千797円を資本金に組み入れるものでございます。

続きまして、議案書別冊 1 頁をご覧ください。

第 5 号議案、令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件でございます。
2 頁をご覧ください。

内容でございますが、千早赤阪村水道事業における少雨に伴う自己水の減少により受水費等を 1 千 6 6 8 万 4 千円増額するものでございます。

続きまして、議案書別冊 1 3 頁をご覧ください。

第 6 号議案、令和 4 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件でございます。

内容でございますが、DBM方式による発注に係る維持管理費部分の追加に伴う債務負担行為の追加を行うものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

令和 4 年第 3 回大阪広域水道企業団 1 1 月定例会提出議案に戻っていただき、8 頁をご覧ください。

第 1 号報告、令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業決算報告の件でございます。

内容でございますが、府内の 4 2 市町村に対して年間 5 億 1 千立方メートルの水道用水を供給し、単年度利益は 4 6 億 9 千 2 0 0 万円となりました。また、村野浄水場における浄水設備改良工事のほか、送水管布設工事などが行われました。

なお、市町村域水道事業でございますが、太子水道事業の決算につきましては、約 3 千万円の黒字となっております。

続きまして、9 頁をご覧ください。

第 2 号報告、令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件でございます。

内容でございますが、受水事業所 4 1 3 社に対して 1 億 6 千 2 0 0 万立方メートルの工業用水を供給し、単年度利益は 2 6 億 4 千 8 0 0 万円となりました。

続きまして、1 0 頁をご覧ください。

第 3 号報告、令和 3 年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定に基づき、令和 3 年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するもので、水道企業会計、工業用水道会計ともに資金不足額はなく、経営健全化基準は 2 0 % となっております。

続きまして、1 1 頁をご覧ください。

第4号報告、債権放棄報告の件でございます。

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和3年度に放棄した債権の報告でございます。

内容でございますが、水道料金及びメーター、使用料、水道施設破損に係る損害賠償金合わせて1千519件、金額として261万6千760円となっております。

以上10件の案件につきましては、原案のとおり可決認定されました。

また、定例会に先立って、11月4日に開催されました議員定数等調査委員会におきまして、今期における議員定数協議会の進め方について協議がありました。唯一1団体1議席に賛同しない堺市議会に対し、改めて全議員の意見を取りまとめていただくように求めている件についての回答が堺市議会より示されましたが、現行定数を変える理由足り得ないと考えると従来どおりの回答でした。

しかし、堺市議会議員の中にも大阪府内の全ての自治体が議決権を持つことがふさわしいとの意見もあったことも回答に触れられていたことを挙げ、堺市選出の議員に対して1団体1議席に賛同を求める声が多く議員から上がりました。議論が噴出する中、議長から、今後の進め方については改めてアンケートをお願いしたいとの提案があり、アンケートの設問について疑義も出ましたけれども、議長提案のままのアンケートを全自治体宛てに送付することになりました。

以上、大阪広域水道企業団議会についての報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 最後に、私から全国町村議会議長会の報告をさせていただきます。

10月21日の役員改選後、10月26日付で大阪府町村議長会の会長に就任いたしました。

11月8日には、自由民主党本部におきまして全国の都道府県町村議会議長会の会長と自由民主党幹部との懇談会があり、翌日の9日には第66回町村議会議長全国大会がNHKホールで開催されました。また、11日には、全国の都道府県議会、市議会、町村議会の三議長会全国大会が開催され、出席してまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第4、議案第47号から日程第8、議案第51号まで、これら5件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が成立し、職員の定年が現行の60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることなどに関連し、本町の関連する条例においても所要の改正、整備が必要となることから、この条例を制定するものでございます。

条例の主な内容としましては、職員の給与や退職手当の取扱い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度の導入等に関し、関連する10条例に所要の改正を行い、併せて文言の整理を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動に係る自動車の使用並びにビラ及びポスター作成の公費負担の限度額を改めるために本条例の一部を改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年8月8日に人事院が国会と内閣に対し国家公務員の給与改定等について行った勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員及び特別職の職員の期末手当につきまして0.1月引き上げる所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年8月8日に人事院が国会と内閣に対し国家公務員の給与改定等について勧告を行い、本町職員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じ、初任給や若年層の給料月額改定及び勤勉手当の0.1月の引上げについて職員組合と労使交渉が整いましたので、改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、福祉医療費助成制度の対象者の見直しに伴い、太子町子ども医療費の助成に関する条例等に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、現在本町が大阪府とともに実施している福祉医療費助成制度では、生活保護停止中の者であっても生活保護法の被保護者であることから医療費助成の対象となっていない一方で、国民健康保険等の公的医療保険への加入の必要があり、医療機関等の受診時には所定の割合の自己負担が生じることから、今回新たに福祉医療費助成制度の対象とするため、太子町子ども医療費の助成に関する条例、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、太子町重度障がい者医療費の助成に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、及び議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の4件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第9、議案第52号から日程第11、議案第54号まで、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第52号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ703万円を減額し、総額を65億636万3千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、高齢者生きがい活動促進事業に要する経費及び介護保険特別会計への繰出金のほか、文教施設等維持管理費に要する経費、及び人事院勧告や人事異動などによる職員人件費の精査などについて予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、国庫補助事業の内示に伴う財源補正及び町債の増額補正を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ65万9千円を追加し、総額を14億9千695万2千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では令和4年度の保険基盤安定繰入金の保険者支援分及び財政安定化支援事業繰入金の確定による歳入の増額に伴い、財政調整基金積立金の増額を行っております。

歳入では、令和4年度の保険基盤安定繰入金の保険料軽減分の確定に伴う増額を行う一方で、相当額の保険料の減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ180万7千円を追加し、総額を14億5千170万3千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症

の影響により、外出の自粛が続いたことなどにより介護予防・生活支援サービスの利用者が増加したことなどから、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費及び審査支払手数料の増額を行っております。

歳入につきましては、所定の法定割合に基づき、国・府支出金及び支払基金交付金並びに繰入金で措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第52号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）は予算常任委員会に、議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件は福祉文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第12、議案第55号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第55号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、太子町教育委員会の勝良憲治教育長が令和4年12月7日をもって任期満了となります。

つきましては、新たに中道雅夫氏を教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、教育長に選任されました中道氏がお見えになられていますので、中道氏の入場と発言を許します。

○新教育長（中道雅夫君） 失礼します。中道雅夫でございます。

ただいま教育長にご同意いただき、誠にありがとうございます。

大変光栄でありますとともに、その職責を重く受け止めております。

私は、平成4年4月太子町立中学校に赴任し、その後、ご縁があり、2度この庁舎で仕事をさせていただきました。地域の皆様にもいろいろご指導、ご示唆をいただき、多くのことを学ばせていただきました。そして、この度、三度この庁舎で太子町の皆様のために働く機会をいただきました。恩返しをさせていただくつもりで、誠心誠意職務に努めます。

とはいえ、これまで狭い世界で生きてきました。議員の皆様方からいろいろとお話を

お伺いする中で、これからも一つひとつ人として成長していきたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（山田 強君） 新教育長、よろしく願います。

○議長（山田 強君） 日程第13、議案第56号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第56号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております上田稔氏が逝去をされたため、新たに建石昌博氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、議会のご同意をいただいた日から上田氏の残任期間である令和6年9月28日まででございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長（山田 強君） 日程第14、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、人権擁護委員の内田久美子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き内田久美子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、候補者の推薦につきましては、法務大臣に令和5年1月31日までに行う必要があることから、本定例会に上程させていただくものでございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

諮問第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

諮問第2号を原案どおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案どおり適任とすることに決しました。

さて、先ほど、新教育長の任命同意がありましたが、勝良教育長は、太子町立中学校の教師に始まり、教育委員会事務局、そして中学校の校長、そして定年後は町立幼稚園の園長を務められてから教育長に就任していただき、50年という長き年月において、太子町の子どもたちの教育のため誠心誠意努めていただきましたが、この度、12月7日の任期満了をもってご勇退されます。

今後も太子町のこと、そしてたくさんの教え子のことを忘れることなく、いつまでもお元気で、ますますご活躍をされますことを心から祈念申し上げます。

また、本定例会の常任委員会がありますが、本会議の場としては最後となりますので、ここで発言を許します。

勝良教育長。

○教育長（勝良憲治君） 山田議長におかれましては、退任に当たりまして議会の貴重な時間をいただきましてこのような機会を設けていただきましたことに対しまして、感謝を申し上げます。

私は昭和48年（1973年）の4月に、田中祐二町長が中学入学と同時に太子町立中学校に新任教員として赴任をいたしました。

初年度の夏、忘れられない思い出がございます。

夏休み、お盆過ぎだったと思うのですが、暑いので中学のテニス部の練習を夕方から夕刻、日が暮れるまでやっておりました。その後、竹内街道を歩いていつものように車で帰ろうとして大道のところに差しかけたときのことでございます。

目の前に明々と投光器がともされて、大勢の人たちが電信柱にロープをくくりつけて、みんなでわいわいと掛け声をかけて引っ張っておられる姿がありました。また、ドンゴロスに入って、びよんびよんと道路を飛んでおられる姿も見られました。何をしているのかなと、本当に不思議に思いました。

また、おいしそうなおでんの匂いも非常に印象に残っています。

次の日、テニス部の子どもたちに町民運動会の町対抗リレーの練習だということを聞きました。笑顔でわいわいと近所の方々が仲良く練習をしておられる姿、あちこちの町会で10月中頃までそのような状況が続きました。これは今も本当に心に強く残っている光景であります。温かいまちやなど、私の太子町での第一印象といいますか、そういうものがあります。

その後14年間、担任、テニス部顧問として無我夢中で教員生活を送りました。

昭和62年（1987年）に太子町教育委員会に派遣社会教育主事として、また、町民体育大会や社会教育、学校教育を担当する指導課等新設していただき、14年間教育委員会役場に勤務をさせていただきました。小学校給食の実施、両小学校の増築、建て替え、スポーツ公園、竹内街道歴史資料館の計画から建設、条例制定まで関わらせていただきました。

また、住民の皆さんと盛り上がった大阪なみはや国体、それから花博にも忘れられない思い出であります。

平成13年（2001年）に市町村合併が叫ばれており、太子町立中学校15代、最後の校長になるかもしれないと送り出されました。

ひたむきに一生懸命を生徒、先生方の合い言葉に、燃えるような学校をつくりたい。太子中学校をブランドにしたいと若い先生方と理想に夢を膨らませて語り合ったことが懐かしく思い出されます。

平成23年（2011年）3月11日、9年間の太子中学校校長最後の卒業式を終え、感慨にふける中、東日本大震災の光景がテレビで実況されました。日本中がパニック状態となったことは忘れられません。大切な命を守る日頃からの子どもたちへの防災教育の大切さを痛感いたしました。

平成23年（2011年）からの1年8か月、町立幼稚園での勤務は、本当にかわいい子どもたちとの夢のような、心穏やかな楽しい毎日でありました。

平成24年12月8日に太子町教育委員会教育長を拝命いたしました。

はや10年、中学校給食、幼稚園給食の実施、念願でありました小中学校のエアコンの設置、また国のGIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末の整備、押し寄せるコロナ禍の中で若い先生方がどこよりも早くそのタブレットを活用し、家庭とのリモート授業にも取り組んでくれたことは大きな喜びでございました。

確かな学力の定着を図る少人数授業、町長の施策でもございます町独自の35人学級の実施、そして何より生涯学習センター「太子の森」の完成は、この上ない喜びでございました。住民の皆様の学習の場、憩いの場として、末永く愛される施設として活用されることを心より願っております。

海外から高く評価される日本の教育の良さは、学力のみならず社会に必要な生きる力を行事や部活動など全教育活動を通じて身につけさせていることでもあります。立派な社会人としての資質を高いレベルで身につけることに実績を上げていることでもあります。

太子町では、現在施設分離型の小中一貫教育を推進しておりますが、学力を伸ばすためには学びに向かう力、人間性、いわゆる非認知能力の育成が何より必要であることから、日頃の学習の中で町内全教職員が子どもたちにつけたい力、目標を持って取り組むことを目指しております。

現在、世界は戦争、経済的な不安など、明日を予測できない時代となっております。教育は未来に夢を与えるもの、いかなる時代となっても魅力ある教育を実現する町、太子町であってほしいと心より願っております。

唯一こんな私が誇れることは、太子町立中学校の厳粛な中にも伝統を感じさせる入学式に50回、卒業式には49回、1回も欠かさず参列をさせていただいたということでもあります。どの年度にも太子中生として立派に成長し、目を輝かせ、凛として巣立っていく卒業生の姿がありました。大変感慨深いものがあります。

今後とも、次代を担う太子町の子どもたちが大きく社会に活躍できること、社会を、日本を、世界をリードできる人材に育ててくれることを強く祈念いたします。

私自身、太子町のどこを見ましても、たくさんの思い出がよみがえります。太子町は私の誇りであり、全てであります。温かい町の方々との思い出を胸に、感謝の心で残りの人生を暮らしていきたいなと考えております。

議員の皆様には、健康に留意され、太子町の今後ますますの発展のためにご尽力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

私自身、飛行機を操縦したことはありませんけれども、多分着陸とか着地が一番難し

いんだろうなと思っております。まあ何とか49年8か月のフライトを終えて着陸をし、滑走路をゆっくりと到着ゲートに向かっているような気分であります。名残は尽きませんが、お世話になりました多くの皆様に、そして何よりこんな私をこの太子町に導いていただきました聖徳太子のご縁に深く深く感謝を申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田 強君） それでは、これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時26分 散会）

【第 2 日】

令和4年 第4回太子町議会定例会会議録

令和4年12月16日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	中道雅夫君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
総務財政課長	辻本知也君	学務指導担当課長	矢野敦則君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	生涯学習課長	東條信也君
自治防災課長	辻中一嘉君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	松岡美幸
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・太子町の教育について……………斧田秀明君
- ・子ども・子育て施策に関するこれまでの実績と今後の方針に
ついて……………建石良明君
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の今後の対応について……………辻本博之君
- ・子育て応援トータルプランについて…………… 〃
- ・地域公共交通の活性化について……………村井浩二君
- ・歴史まちづくりについて…………… 〃
- ・農業支援を……………藤井千代美君
- ・誰もが利用できる介護保険に……………西田いく子君
- ・小中学校・公共施設のトイレに生理用品の配置を…………… 〃
- ・地域公共交通の充実を…………… 〃

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

[1番 斧田秀明君 登壇]

○1番(斧田秀明君) 改めまして、おはようございます。議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。

通告に基づきまして、質問させていただきます。今回は太子町の教育についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願いいたします。

太子町に合併され、今年で66年が過ぎます。この間に、町内では住宅開発が進み、人口は右肩上がりが増加の一途でしたが、平成22年の国勢調査で減少に転じ、大阪府内の市町村の中では比較的緩やかな傾向にあるものの、着実に少子高齢化が進行することとなり、小中学校の児童生徒数も減少傾向にあります。平成17年をピークに1千500人を超えていました総数が、令和2年には1千人を割り込む現状となっております。

このような状況下ですが、太子町は、都市化が進む中でも昔ながらの良さが残されている町だと私は思っております。脈々と重ねられる教育活動が現在の太子町の教育大綱につながり、それが小中一貫教育に至っているものだと思います。

そこで、その基本的な考え方などについて、お答えください。

次は、生涯学習についての質問ですが、国では、一般には人々が生涯を行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などの様々な場面や機会に行われる学習で意味を用いられていますが、今回の私の質問の対象は、この幅広い生涯学習ではなく、学校教育や社会教育など、太子町の教育委員会が実施している事業についての質問になります。

新型コロナウイルス感染症が発生してから3年、幾度となく感染拡大の波がやってくるという状況の中、以前と全く同様に事業を実施することは無理だと思いますが、太子町教育委員会が実施されてこられた事業の中で、伝統的な事業や施設を活用した特徴的な取組についての答弁を求めます。

そして、勝良前教育長から中道新教育長にバトンタッチされるに当たり、事務局としてどのように取り組んでいかれるのか、お答えください。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 太子町の教育についてのご質問に私のほうからご答弁を申し上げます。

太子町は、人口1万3千人弱、住居エリアが東西南北2キロメートル程度に収まる大変コンパクトな町であるとともに、良好な自然環境と豊かな歴史遺産の残る町です。

また、都市部に比べてまだまだ地域の強い結びつきが引き継がれており、旧磯長村の磯長小学校と旧山田村の山田小学校、また、町立中学校は地域に根差し、地域に愛される学校となっており、地域、学校、行政が一体となって子どもたちの育成に取り組んでまいりました。

そのような姿が、令和3年度に改定をされました太子町教育大綱に示されている豊かな自然と歴史に育まれ、一人ひとりの個性が輝く和の人づくりという基本理念に込められた思いであると考えてございます。

その理念を体現すべく、学校教育においては、豊かな心の元気な子どもを育てる教育の実践を基本とし、児童生徒の心身の変容を考慮した幼小中学校間の円滑な接続に努めてまいりました。

また、従前からの取組を生かし、飛躍させるために、令和3年度に小中一貫教育推進委員会を立ち上げ、小中一貫教育基本方針を策定し、令和4年度からは本格的に取組を推進し、幼児期を含めた12年間を見据えた教育の充実に一層力を注いでいるところで

ございます。

地域と学校、行政の密接な関係、とりわけ、町全体が1つの中学校区であるということを利用して、このほかにも、町立中学校の職業体験学習や小学校における地域学習などにおいて、様々な形で地域の皆さんと交流する機会を持てる取組を推進してまいりました。

次に、本町の生涯学習、とりわけ、社会教育活動も学校教育と同様に、コンパクトな町の地域的特性を生かした取組が特徴であると考えております。

本町のふれあいT A I S H I や文化祭をはじめとする社会教育関係のイベントは、文化連盟、体育連盟、青少年指導委員会、婦人会、リーダー会などの地域の住民の皆さんによって構成される組織のご尽力によって継続されてきた事業が数多くございます。

地域住民と顔の見える関係である各団体の皆さんが、積極的、かつ主体的に社会教育活動を実践いただいている実態こそ、まさに住民協働のまちづくりであり、住民主体の生涯学習の創出であると考えており、それが本町の社会教育の一番の力であると考えております。

更に、このような各種生涯学習事業に係る情報をスピード感を持って幼小中の学校園に発信することにより、多くの子どもたちが各種行事に参加いただいていることは、コンパクトな町の強みを生かした取組であると考えております。

また、この度、役場敷地内に約10億円の施設整備費を投じ、最大9万冊を収納できる図書館を兼ね備えた複合施設として、生涯学習センター「太子の森」が開館をいたしました。スポーツの拠点としての総合スポーツ公園、歴史学習拠点となる竹内街道歴史資料館とともに、多くの住民の皆様が集い、生涯を通じて主体的に学び続け、和の町たのしいの人間性を育む人づくりの拠点がそろいました。

太子町の教育施策の特色は、太子町の地域的特性を生かし、その自然や歴史、文化等の良さを知り、ふるさとに誇りや愛着を持ち、ふるさとを語るができる人づくりにあると考えております。

昭和48年から太子町の教育行政に携わっていただきました勝良前教育長がこの度退任をされました。燃えるような情熱と心温まる優しさで教育行政に携われてこられた勝良前教育長からいただいた大きな財産を引き継いで、中道新教育長のリーダーシップの下、町立幼稚園、小中学校の子どもたちが更に地域を愛し、地域に愛される、地域とともにある学校園となるように、また、多くの住民の皆さんが引き続き文化やスポーツ、

地域学習などに取り組んでいただけるよう、短期から中長期的な展望を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

先日の全員協議会での報告にもありました教育委員会の点検・評価報告書におきましても、多岐にわたる分野での確な取組をされているというふうなことも確認させていただきました。

さて、12月1日に中道新教育長より着任のご挨拶をいただいたところではございますが、勝良前教育長と違い、新教育長は、太子町立中学校や太子町教育委員会をはじめ、富田林市であったりとか、南河内の小中学校、そして、大阪府教育委員会でも勤められた実績を持たれています。また、学校教育だけではなく、社会教育におきましても経歴を持っていらっしゃるんですね。

まず、町外から見てこられた太子町の教育について、客観的な立場で感想を聞かせていただけたらなと思っております。

そして、先ほどの質問にもありましたが、学校教育につきましては、幼小中一貫教育の実現に向けて取り組もうとされていることについての思いを聞かせていただきたいと思えます。

続きまして、教育委員会では、生涯学習センター「太子の森」をはじめ、多くの施設を抱えておられます。多岐にわたる分野になりますが、その中で、特徴的な取組についてもお答えいただきたいと思えます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に対する考えについて、質問させていただきます。

着任早々ですが、中道新教育長の思い、考え方について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 太子町の教育について、私から再答弁をさせていただきます。

この度、議員の皆さまのご同意をいただき、12月8日付をもって教育長に就任させていただくこととなりました。大変栄誉なことであるとともに、長きにわたって太子町の教育行政に尽力されてきた、前勝良教育長の後を引き継ぐ責任を重く受け止めているところでございますが、12月1日、本会議のご挨拶でも述べさせていただいたとおり、太子町の教育行政の更なる充実・発展に覚悟を持って邁進する決意でございます。

さて、太子町を離れ、町外の様々な立場から太子町の教育について感じたことを述べさせていただきます。私たちの先輩が築かれた各学校の文化、地域の教育文化が、教職員と行政が一緒になって綿々と受け継がれていることはとても素晴らしいことです。地域の一体感は強く、大人の温かいまなざしの下、子どもたちが生き生きと学校生活を送っている姿は、うらやましくもあり、目標とすべきものでありました。そこには、教育への大きな期待が込められていると強く感じた次第です。

太子町では、総合計画と教育大綱の基本理念であります「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち たいし」の実現に向けた取組を進めているところですが、勝良前教育長のリーダーシップの下、本町の教育に携わる皆さんがこれまで築かれた実績を継承し、特に力を入れて取り組みたいと考えております施策につきまして述べさせていただきます。

学校教育には、多岐にわたる課題がありますが、その1つが小学校から中学校へ進学するに当たり、その環境の変化に戸惑い、スムーズに中学校生活になじめないという、いわゆる小中学校間で段差が見られることです。こういった課題を解決すべく、小中学校間の切れ目ない教育活動が重要であるとの考えの下、また町全体が1つの中学校区であることの利点を生かし、町立幼稚園の3年間も含めた12年間を通した幼小中一貫教育の実現に向けて着手しております。

令和4年度は、2つのテーマについて、取り組んでおります。その1つは、めざす子ども像の共有であります。町立学校園の教職員交流を通じて、幼小中の教員が様々な意見を出し合い、議論を重ねることで、子どもたちにつけたい力を共有し、めざす子ども像の策定を目指しております。

更に、もう一つのテーマは、非認知能力の育成でございます。非認知能力とは、コミュニケーション力や忍耐力など、点数化しにくく、知識理解を問う学力テストなどでは測りにくい力のことでございます。これまで各学校園が行事を通して大事にしてきた感謝の心やひたむきな心、学びに向かう主体性などを非認知能力と定義づけ、その力に焦点を当て価値づけるとともに、コンパクトな地域性を最大限に生かせるよう幼小中一貫教育の柱として推進してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習では、地域住民とともにつくる生涯学習センター「太子の森」を拠点とする活動の場づくりを進めます。「太子の森」は、図書館をはじめ、多くの機能を有する施設で、様々な世代が集って学び、発信できる強みを持っています。この「太子の

森」と、それぞれに特徴を持った生涯学習施設を有効活用し、継続的な学習活動を通して、住民の皆さんが自らを高め、豊かな心を育むことができるように、多様な生涯学習機会の創出に取り組んでまいります。

また、少子高齢化の進行とともに、スポーツに取り組む子どもたちが減少するという、少年スポーツの課題が顕著となってきました。公立中学校の運動部並びに文化部の地域移行が進められている中、総合型地域スポーツクラブの創設なども視野に入れ、学校部活動と地域スポーツとの連携を図り、子どものスポーツ活動の推進に取り組んでいく必要性を強く感じております。

また、公民連携によりF.C.大阪とのサッカー観戦やサッカー教室などに取り組んできましたが、更に広範なスポーツに触れていただく展開も視野に入れる必要があると思います。

更に、太子町の自然や歴史、文化等の良さを知り、ふるさと太子町に誇りや愛着を持ち、ふるさとを語る人づくりを推進するために、本町の貴重な歴史文化遺産や郷土の偉人に対する理解を深め、それを未来に継承するため、地域歴史を学ぶ場を更に充実させ、郷土愛の醸成につなげてまいります。

現在、進めております、国史跡二子塚古墳の保存整備事業の完成に向けた取組、来年度に予定しております寒地稲作150年に係る中山久蔵翁顕彰事業をもって、学校教育とも連携しながら郷土学習の推進を図ってまいります。

令和2年度から様々な場面で行われている新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を受け、社会の様々な場面でイベントや行事の中止や自粛が余儀なくされてきました。学校園の現場では、学校行事で育まれてきた子どもたちの力の重要性を改めて実感し、生涯学習の場では、文化やスポーツの場が失われることによるコミュニティの喪失が問題となってきました。

このような中、取り戻すのではなく、新たに育んでいく学校教育並びに生涯学習の推進が求められております。まだまだ新型コロナウイルス感染症に関しては予断を許さない状況ではあるものの、太子町で今を生きる子どもたちには、ふるさとに誇りを持って、未来をたくましく生き抜く力を培い、また、さまざまな世代の皆さんには、愛する我が町で自己実現して健康で心豊かに生活していただける施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

本当にかみしめるというふうな形の中でじっくりと答弁をいただきました。

勝良前教育長の後を引き継がれ、これまで事業を着実に進め、子どもたちの健やかな成長を実現し、様々な世代の皆さんが地域の中で活動に取り組み、本当に太子町に住んで良かったと言っていただけのように、今後の活躍を期待しております。

そして、まだまだこれから少子高齢化が厳しくなってくる時代であるのは全国的に間違いのないのですけれども、太子町の人口が反対に増加に転じ、その理由が、太子町の環境の中で太子町の教育を子どもたちに受けさせたいと言っただけですよう、中道新教育長、よろしく頑張ってくださいと思います。

そして、新しい時代の要請も組み入れながら、引き続き頑張ってくださいをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、2番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） おはようございます。大阪維新の会、建石良明です。

通告に基づいて、質問いたします。

今回の質問は、子ども・子育て施策に関するこれまでの実績と今後の方針について、

1. 田中町政が取り組んできた教育実績について、2. 残された課題について、以上から質問いたします。

田中町長は、令和2年4月20日の初登庁以来、町長の任期も折り返し地点を過ぎました。私は、田中町長就任後、初議会となる令和2年6月議会において、田中町長の所信表明に関する質問を行いました。

また、同年9月議会においても所信表明で掲げられた施策のその後の取組状況の質問を行い、信念、覚悟、決断力を持って住民の立場に立った行政をつかさどっていただくことを強く進言させていただきました。

改めて、今、残りの任期を見据えつつ、所信表明、とりわけ、町長が議員時代から積極的に取り組んでこられた教育施策について、質問いたします。

活気あふれる子育てしやすい町を目指すために、まず、子どもたちに生きる力を身に付けてほしい。そのためには地域全体での取組が重要として、地域活動に尽力する団体

を支援していくこと、また、生きる力には学力も必要であるため、学力向上のための教育環境の整備に教育委員会と連携を図りながら取り組んでいく。そして、少人数学級の実現や英語検定試験補助等の充実をさせて、学力向上をサポートしていくとされています。

加えて、町立小中学校のトイレ改修などの教育施設の環境整備にも取り組んでいくと述べられました。

町長に就任して以来、新型コロナウイルス感染症対策という難題に取り組む中での町政運営という大変厳しい局面にあったかと思いますが、これまで取り組んでこられた施策の取組状況について、また、その実績についてお聞きをいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私がこれまで取り組んできました、子ども・子育て施策に関する実績、とりわけ教育施策について、ご答弁を申し上げます。

私は、スポーツを通じた子どもたちとの交流も踏まえ、議員時代から子育てや教育に関して強い思い入れを持ちながら取り組んでまいりました。就任当初の令和2年6月議会における所信表明では、任期の4年間で取り組む施策として5つの項目を掲げ、教育については活気あふれる子育てしやすい町をキーワードに、地域や家庭、学校、行政が一体となり、子どもたちに生きる力をつけてもらうための施策を推進したいと述べさせていただきました。そのため、教育委員会と連携を図りながら、学力向上を基本とした教育環境の整備を目指し、具体的な施策を掲げて、町政運営に臨んでまいったところがございます。

まず、所信表明で述べさせていただいた具体的な施策として、小中学校の全学年における35人学級の実現を行いました。この間、町単費の講師配置の予算も確保しつつ、大阪府教育委員会へ加配教員の配置について、精力的な要望を重ねた結果によるものとなっております。

また、町立中学生を対象としていた英語検定料の補助制度につきましては、令和3年度からは小学5、6年生及び私学に通われている児童生徒にも拡大し、地域の英語力の向上に取り組んでいます。これらと併せ、以前より準備を始めて、令和4年度よりスタートさせた小中一貫教育との相乗効果により、学力向上につなげていきたいと考えております。

加えて、町立学校園の教育環境改善の一環として、トイレの洋式化及び乾式化のため

の改修工事については、磯長小学校では工事を完了しており、引き続き計画的に山田小学校、町立中学校のトイレ改修を進めてまいります。

また、国の施策で整備された小中学生1人1台の端末機ですが、その活用のためにA Iドリルの導入やI C T支援員の配置なども行い、教育施設整備について、子どもたちの良好な学習環境の整備を目指した施策を着実に進めているところでございます。

子ども・子育てに係る教育の施策、取組の効果は、すぐに数字などで表れるものと長い時間をかけて醸成されるものがあると考えてございます。いずれの施策につきましても、議会並びに住民の皆様のご理解とご協力の下で、継続した取組を続けることにより成果につながるものと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 町長として就任以来、新型コロナウイルス感染症対策という未曾有の課題に取り組みつつ、選挙公約や所信表明で述べられた政策課題の実現に精力的に取り組んでいただき、答弁において、小中学校の全学年における35人学級の実現、大阪府との太いパイプを生かした大阪府教育委員会への加配教員への配置についての要望実現、英語検定料の補助制度の小学5年、6年及び私学通学生にも拡大、小中一貫教育による学力向上への取組等、これまでに実施された施策については、いずれもスピード感を持って、また、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの交付金等も有効に活用しつつ、施策の実現に取り組んでこられたたまものと高く評価できるものと思っております。

しかし、町長の公約には、まだ未達成のものもあるのではないのでしょうか。

残された課題についてどのような方針をもって臨まれるかお聞きいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私の町長就任当初から、新型コロナウイルス感染症対策という先を見通すことのできない課題に取り組まなければならない中、議員の皆様のご協力もいただきながら、職員と一丸となり精力的に政策実現に向けて取り組んでまいりましたが、残された大きな課題として、給食費の無償化がございました。

これまでは、国のコロナ臨時交付金等を有効に活用して、令和2年度の6月から9月、令和3年度の2学期、そして本年度の1、2学期、更に10月より物価高騰により価格改定を行わせていただいた値上げ分については、3学期分までの無償化を実施してまい

りました。

令和5年度は、私の任期の最終年度となり、心血を注いでまいりました子ども・子育て施策の集大成ともなる年と考えております。給食費の無償化については、多額の財源を必要とするものであり、町全体の将来にわたる財政状況を鑑み、慎重に判断していく必要があると考えております。この間、自主的な財源確保のため、重点的に取組を行ってまいりましたふるさと太子応援基金寄付金が相当な成果を上げていることから、こうした財源の活用も十分に視野に入れ、財政バランスも考慮しつつ、給食費の無償化を実現すべく、検討を進めてまいります。

来る3月議会におきまして、令和5年度の予算についてご審議いただく際には、具体的な内容をお示ししてまいりますので、改めまして議員諸氏のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 田中町長においては、町長就任当初から新型コロナウイルス感染症対策というある意味大きな災害といってもよい、見通すことのできない課題に取り組まなければならない時期でありました。

この間、議員の協力を得るとともに、職員と一丸となり、政策実現に向けて取り組んでこられた。そして、今残された課題として、給食費の無償化であると答弁されました。

これは、田中町長、そして、私、建石の選挙公約でもあります。公立の小中学校で給食費を完全無償化する動きが全国各地で相次いでおります。給食費無償化については、財政的に大きな課題であることは私としても十分に理解のできるところです。

一時的にではなく、恒久的に財源となるのは一般財源です。給食は、子どもの成長や発達に不可欠であり、無償化により質が下がれば何にもなりません。

田中町長は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金を有効に活用しながら施策を推進され、一方で、財政的な問題も十分に考慮しながら、ふるさと太子応援基金の活用による本格実施に向けた検討を進めてこられた行政運営の手腕を高く評価いたします。

田中町長は、令和5年度は、私の任期の最終年度となり、子ども・子育て施策の集大成ともなる年と考えており、給食の無償化は太子町全体の将来にわたる財政状況を鑑み、慎重に判断する。この間、可能な限り、自主的な財源を確保し、給食費の無償化の実現に向けて、来年3月議会において、令和5年度予算で示すと明言されました。

私も、議員の立場で、住民の皆様の生の声を伝え、行政に対する提言をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

田中町長におかれましては、残されました任期において引き続き田中町政の集大成に向けて精力的に取り組まれることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、3番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） おはようございます。議席番号7番、公明党、辻本博之です。

通告により一般質問させていただきます。理事者におかれましては適切なお答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種の今後の対応について質問させていただきます。

本年度もコロナウイルス感染症との闘いの年となりましたが、町行事の再開やサッカーワールドカップでは太子町出身の前田大然選手の活躍など見られるなど、住民の楽しみも増え、少しずつ活気が戻ってきたように感じられます。

2020年1月に、日本で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから丸2年以上、感染はいまだ広がりを見せ、人が多く集まる場所ではマスクが欠かせず、ソーシャルディスタンスは当たり前、うがい、手洗い、消毒と人々の努力と我慢で新型コロナウイルス感染症との共存が成り立っている状況であります。

今年夏ぐらいからは、様々な地域でコロナ禍前のようなコミュニティが再開され、感染予防をしながら暮らしの豊かさを感じられるようになりました。

しかしながら、人流があると、感染も必然的に増加します。現に、全国の新規陽性者数は、夏以降、増加傾向にあります。

これまでのワクチン接種の実施によって、重症化率は、陽性者数に対しては減少しています。ワクチンの3回接種によって、重症化、死亡のリスクは低くなっていますが、今後の変異株の置き換わりの状況や年末に向けて社会経済活動の活発化による接触機会の増加等が感染状況に与える影響に注意が必要であります。

更に、季節性インフルエンザとの同時流行にも警戒しなければなりません。重症化を防ぐためには、現在のところ、ワクチン接種が一番有効であると考えられますが、現在

の太子町での感染状況はどのようになっているのか、また、ワクチン接種率の向上への取組についてお答えください。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 太子町における新型コロナウイルス感染症の感染状況とワクチン接種につきまして、私のほうよりご答弁申し上げます。

まず、太子町における新型コロナウイルスの感染状況ですが、令和4年11月8日に、大阪府では新型コロナウイルス感染症の警戒レベルを警戒解除の緑信号から警戒の黄色信号に引き上げられ、全国的にも新規感染者数が増加傾向にあり、現在は第8波に突入しているとも言われております。

その中、感染者数でございますが、12月14日公表分では、全国の累計感染者数は2千649万9千760人、死亡者数は5万2千287人となっております。

また、大阪府だけで見た場合は、累計感染者数は238万241人、死亡者数は6千881人となっており、現在、入院中が2千89人、うち重症者が42人、宿泊療養が1千937人、自宅療養が、参考値となりますが、5万6千93人となっております。

なお、本町の新規感染者数は、令和4年9月27日公表分から全国一律の新型コロナウイルス感染症患者全数届出の見直しに伴い、市町村別の新規感染者数が公表されなくなったことから、新規感染者数の把握ができなくなっております。

ちなみに、市町村別新規感染者数が公表された最後の日である令和4年9月26日公表分では、本町の感染者数累計は2千456人で、本町住民の約5人に1人の方が新型コロナウイルスに感染したこととなります。

現在、本町の保健センターには、電話などにより、発熱などの新型コロナウイルス感染症による感染と疑われる症状での相談が少しずつ増えていることから、新規感染者数は増加傾向にあるのではないかと肌で感じているところでございます。

新型コロナウイルスの収束の兆しが見えない中、令和4年11月22日には国産初の経口薬が緊急承認されるなど少しずつ治療薬が増えてきているものの、住民の方々には引き続き、これまでと同様、感染防止対策となる3密の回避、必要な場面でのマスク着用、手洗い、小まめな換気などの徹底をお願いしたいと考えております。

加えて、本町ではオミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチンの接種をお願いしており、万葉ホールでの集団接種は、10月27日を皮切りに、12月24日までで計7回実施させていただき予定となっております。これまでの新型コロナウイルスワクチ

ンの接種率、とりわけ65歳以上では、大阪府内市町村と比較するとトップレベルの高い接種率となっており、これまで本町が取り組んできた成果ではないかと考えております。今回のオミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種においては、20代の接種率が、40代以上と比較するとこれまでの傾向と同様に低調となっており、本町といたしましても、接種率の低下は感染防止対策の面からも課題と認識しており、チラシの全戸配布や、広報紙、ホームページ、防災行政無線などで継続して啓発を行ってまいりました。

今後も国や大阪府、富田林医師会などと協力し、ワクチンの発症予防効果や重症化予防効果などを地道に啓発し、1人でも多くの方がワクチンを接種いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 太子町では、これまでのワクチン接種に対して非常に力をいただいております。集団接種も待ち時間なく、とてもスムーズに行われております。滞りなく円滑に運営していくには、前もっての準備やスタッフへの対応などが必要となり、職員のご苦勞を感じられます。本当に感謝いたします。

国は、11月7日に財政制度等審議会で、新型コロナワクチン接種も季節性インフルエンザと同様に接種希望者が費用の一部を負担する定期接種に移行すべきと主張しています。家計には負担、仕方がないとの国民の声もありますが、町としてはどのようなお考えか、少しでも町民の負担を減らせるよう助成等の取組は考えられておられるのか、お聞きいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） ワクチン接種の有料化について、引き続き私のほうからご答弁申し上げます。

一部報道によると、国において新型コロナワクチン接種もインフルエンザワクチン接種などと同様に、ワクチンの接種を希望される方に費用の一部を負担していただく定期接種に移行すべきではという意見が出されていると聞いております。

しかしながら、国の専門部会では議論が始まったばかりで、今後、慎重に審議を進められていくと思われませんが、医療費やワクチン接種の費用を全額国の公費で賄う現在の運用は臨時接種として実施しており、法令上、令和5年3月31日までとされております。そのため、国では令和5年3月時点での感染状況や新型コロナウイルス感染症の感

染法上の位置づけである2類から5類への引下げなどを踏まえる必要があることから、令和5年4月以降の新型コロナワクチン接種の在り方については、国においても現時点では全くの未定であると示されております。今後、国の専門部会での議論が深まる過程においてどのような方向性が示されるか、住民の多くの方々の関心が高いところではございますが、まずは専門部会での議論を注視し、国や大阪府、加えて近隣市町村の動向を踏まえつつ、ご質問にありました新型コロナワクチン接種に対する助成などについては、慎重に研究して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） まだワクチン有料化、議論途中で、具体的な決定事項はありませんが、住民への感染への不安や感染したとしても、安心して回復に努められるよう、町としてできる限り寄り添った施策を検討していただくよう要望し、質問を終わります。

次に、応援トータルプランについて質問します。

日本の将来において、現在進む少子化は、非常に危機的状況にあります。1980年以降、非婚化、晩婚化、晩産化が進み、1997年には、子どもの数が高齢者人口より下回りました。少子高齢化は、社会、経済成長に様々な問題を引き起こしております。

少子化社会を改善するために、これまで国も自治体も様々な対策を行ってきました。雇用環境の整備、保育サービスの充実、子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実、ゆとりある教育の推進等、少子化の原因である経済的負担や、結婚、育児に対する不安を解消し、国民が前向きに子どもを産み、育てられる環境を整備してきました。

しかしながら、いまだその効果は表れておらず、日本の最重要課題です。

更には、結婚し、子どもを授かったとしても、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくありません。

そこで、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備が必要です。

そんな中、太子町は、子育て支援として様々な取組に取り組んでおられます。私も、2児の父です。議員になるまで恥ずかしながら子育てはほとんど妻に任せておりましたのであまり分からなかったのですが、議員として関わらせていただく中で、本当に親身になって寄り添っているなど深く感じております。

しかし、近年のコロナウイルス感染症拡大による社会、経済の影響が子育て世帯が抱

える不安に追い打ちをかけています。

政府は、10月28日の閣議において、物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策を決定。その中で、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前産後ケア、一時預かり、家庭支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体とし、実施する事業を創設し、継続的に実施することが盛り込まれました。

これまで町の取組をお聞きいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 妊婦、子ども、子育て家庭等に対するこれまでの本町の取組について、私のほうからご答弁申し上げます。

コロナ禍における急速な少子化が進行する中、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭は少なくありません。全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる更なる環境整備が求められております。本町では、妊娠期から思春期までの育児、子どもの成長を切れ目なく支援するため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、子どもの成長のステージに応じていきいき健康課、子育て支援課、教育委員会が連携して子育て支援施策を推進しております。

いきいき健康課では、母子健康手帳の交付、プレママ・パパ教室や産前産後サポート事業などを行い、保健師や助産師などの専門職が妊産婦や保護者が抱える悩みの相談に応じ、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートに努めております。

更に令和3年度からは大阪府の交付金を活用し、家事や育児を行うことが困難な家庭などに対してヘルパーを派遣する産前産後ヘルパー事業といった新たな事業にも取り組んでおり、昨年度は3人の方が利用されました。

子育て支援課では、乳幼児健診時に、保健師はもちろん、保育士や臨床心理士が関わり、発達面に不安を抱える幼児を早期に発見しフォロー教室へつなぐことで、遊びを通してお子さんの成長を促しております。

また、18歳までのお子さんを対象としたすくすく相談では、臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士が発達相談を行い、お子さんの得意なところ、苦手なところを見つけ、関わり方についての専門的な助言を行っております。

そのほか就園前の親子を対象とした事業といたしまして、町立幼稚園2階におひさま

広場を設置しております。おひさま広場は、遊びを通しての交流のほかに日常の子育てに関する悩みなどを保護者同士で分かち合い、専任の保育士に相談することができる集いの場所となっております。令和3年度につきましては延べ265組589人の親子が参加されております。

また、学齢期における取組といたしましては、令和3年度実績で、スクールカウンセラーを年40回、スクールソーシャルワーカーを年174回学校へ派遣し、不登校やいじめなど小中学校の児童生徒や保護者の抱える問題の早期発見、早期対応に努めているところでございます。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 妊娠、出産、育児に対して不安を抱える方に手厚くサポートしていることがよく分かりました。

現在、町が取り組んでいる素晴らしい支援施策を更に多くの方に知っていただき、少しでも不安を拭えるよう、情報発信にも力を入れていただきますようお願いいたします。

しかし、子育てに関する不安は、ほかにもあります。厚生労働省によると、子どもがいる人の約7割が子育てに負担、不安があるとして、理由は、出費がかさむが最多であるとの報告でした。実際、子育てにかかる費用は、単に学校などに支払う教育費だけでなく、日常生活を送っていくための食費や医療費などの養育費も含まれます。進学先や地域によって差は出ますが、大学卒業までにかかる費用は、子ども1人当たり2千700万円から4千100万円との算出結果も出ています。

長年の不景気、更にはここ数年のコロナ禍によって、子育てを頑張っているご家庭や子ども自身に経済的負担がこれ以上のしかかるのは非常に酷と言えます。子どもの年齢によってはかかる費用の種類は違ってきますが、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできる経済的支援について、町としての今後の取組はどのようなものでしょうか。お答えください。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 妊産婦や子育て家庭等に対する経済的支援について、私のほうよりご答弁申し上げます。

子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策の強化を図るため、国では出産育児一時金を引き上げる方針を表明しており、来年度から現行の42万円が50万円に増額される予定となっております。

本町においても、子どもを安心して産み、健やかに育てられるよう様々な手当や医療費、健診費用等の助成を通じて、保護者の経済的な負担の軽減にも取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、妊産婦を対象とした妊婦健診や妊婦歯科健診、産婦健診に係る費用への助成などのほか、予防接種費用助成として、任意接種であるおたふく風邪ワクチン接種費用への助成を行い、昨年度は100人の方に対して助成を行っております。加えて、妊娠を希望する女性やその配偶者等への風疹に係る予防接種費用への助成も行っております。

また、幼児期においては、0歳から2歳児の保育料について、所得や子どもの年齢による制限を設けずに、第2子は半額、第3子は無償とする多子世帯保育料等補助事業や、教育・保育施設等を利用する3歳から5歳児の副食費自己負担分について、月額4千500円を上限に補助する副食費補助事業を行っております。

更に、小中学校入学時には図書カードを贈呈する入学祝品贈呈事業として、令和3年度実績で、新小学1年生106人に図書カード5千円を、また、新中学1年生128人に図書カード1万円を贈呈しております。

このほかにも、令和3年1月からは、子ども医療費助成事業の対象年齢を15歳到達年度末から18歳到達年度末までに拡大し、子育て支援策の更なる充実に努めているところでございます。

今後につきましても、先進事例を参考にしながら子どもを産み育てることに喜びを感じられる施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。

非常に努力していただいていることがよく理解できました。

子どもは未来の宝と捉えていただき、新生児から大学生まで年代別の効果的支援の充実を柔軟に検討していただき、町として更に推し進めていただきますよう要望いたします。質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

次に、4番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） 議席番号6番、自民クラブ、村井浩二でございます。

通告に従いまして、1. 地域公共交通の活性化について、2. 歴史まちづくりについて質問させていただきます前に、FIFAワールドカップカタール大会において、本町出身の前田大然選手の日本代表選出、そして、その後の本大会での活躍ぶりは太子町住民、日本国民として誇らしく、献身的なプレースタイルは勇気をいただき、感動をありがとうと伝えたいと思っています。

また、役場で開催されましたパブリックビューイングにおきましても、住民が一丸となり日本代表、そして前田選手を応援できたことは、明るい話題として、夢と希望、そして勇気もらえるすばらしい経験が住民の皆様と一緒にできたと思います。現在、今日のサッカープレースタイルは、フォワードの選手が攻撃的にプレスをかけていく守備が主流であり、今までと違う新しいプレースタイルに進化していると実感しました。

また、同時期に、F.C.大阪のJリーグ昇格も決定し、本町の生涯スポーツの活性化につながればと期待しております。

そして、サッカーだけではなく、ほかのスポーツ競技においても、本町の子どもたちが夢と希望を持てるような事業を積極的に推進していかなければならないとも実感しております。

さて、地域公共交通の問題に戻りますが、本町の人口は、11月1日現在、1万2千960人と1万3千人を切り、予想以上の人口減少が進んでおります。これまで町内では交通弱者、高齢者が増加し、生活の足としての交通手段の充実が求められてきました。その中、本町では、平成30年に地域公共交通会議が設置され、検討会議を重ねられ予約型デマンドワゴンが運行されました。令和2年には、新しい公共交通システムとしてコミュニティバスの運行を開始し、民間バス事業者においても新たに3路線の運行が開始されました。

しかし、コロナ禍の影響により乗降客数は想定を下回り、厳しい経営状況にあると考えます。

また、民間バス事業者においても、今年度予算に予算計上され導入予定でありました交通系ICカードシステムが、コロナ禍の影響により経営状況の悪化で見送られることとなり、また、現在は、全ての日において土日ダイヤでの運行となっております。

そこで、現在の地域公共交通の現状とこれからの活性化策について本町のお考えをお伺いします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 「たいしのってこバス」及び路線バスの現状についてのご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町では平成30年度に設置した地域公共交通会議において、路線バスが運行されていないいわゆる公共交通空白地への検討や、従来から運行していた福祉センターバスと予約型デマンドワゴンの再編による、本町により適した交通システムについて、民間路線バスの運行状況を踏まえ議論を進めてまいりました。

こうした中、令和2年6月からコミュニティバスを運行開始するとともに、民間路線バスにおいても新たに3路線が運行され、約2年半が経過したところでございます。この間、コミュニティバスにつきましては、コロナ禍による総合福祉センターの休館等の影響はありますが、畑・山田役場線と総合福祉センター役場線の比較では、総合福祉センター利用者を除く一般利用者数は運行当初と比べ変動が少ないことから、コロナ禍による影響も比較的少なく、一般利用者による一定の利用があったものと考えておるところでございます。

また、運行開始当初から本町在住の70歳以上の利用者の方に対するお出かけ支援利用券、総合福祉センター利用者特別乗車証等の支援制度を設けるとともに、運行開始1年後の令和3年7月にはダイヤ見直しと一部ルートの変更による利便性の向上、親しみが持てるよう、愛称を「たいしのってこバス」とするなど、利用促進に努めてまいったところでございます。

一方で、交通事業者である民間路線バスにつきましては、コロナ禍の影響などを受け乗客数が減少し、今回のICカードシステムの導入を断念されたこともその要因と聞いておるところでございます。

しかしながら、厳しい経営の中、休廃止路線とせず、従来どおり運行を続けられており、引き続き本町の公共交通の一翼を担っていただいているところでございます。

なお、この2年間におけるコミュニティバスに係る運行実績、また事業経費につきましては、運行開始の1年目、令和2年度の利用者数は運行開始月の6月から10か月間の数値となりますけれども、7千164人、令和3年度1年間の利用者数は5千14人となっております。

また、運行に係る事業費は、初年度が約1千400万円、乗車運賃収入が約120万円で、収益率は約8%、2年目の事業費は約1千580万円、乗車運賃収入が約80万円で、収益率は約5%となっております。

町としましては、引き続き、関連施設との連携をどう図るのかなど、利用される皆様が地域公共交通に期待されている利便性の観点や、民間事業者に対しては行政としてどのような支援ができるのかといった協力・連携の観点、更に将来への持続可能性の観点などから検討を行い、新型コロナの状況を見据えながらではございますが、それらを踏まえた上で利用状況の評価を行いながら、今後の取組内容を地域公共交通会議において議論してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま副町長より、民間路線バス事業者に行政としてどのような支援ができるのか、検討を行い、今後の取組内容を地域公共交通会議において議論してまいりたいとのご答弁いただき、現代の日本においては交通系ICカードシステムを活用して生活を送られている方、すごく多くいらっしゃいます。特に、国が中心となり進められているキャッシュレス社会の推進により、現金を利用せず生活を送られている住民の方も少なくないと感じております。

また、「のってこバス」においては、現在運行している車両の更新時期を鑑みれば、抜本的な運行形態や運行路線を見直すタイミングではないかとも考えております。

そこで「のってこバス」をスクールバスとして活用できないかと考えているわけではございますが、山田地区の広域農道において、真夏の暑い日に一生懸命汗を拭いながら登下校する児童や、今頃の夕暮れが早い時期、または雨の中傘を差して登下校する児童の姿をよく見かけます。そもそも事前にいただいた試算資料によりますと、コミュニティバスをスクールバスとして活用した場合、運行費用として約600万円の交付税措置がされます。

先ほどのご答弁にもありましたように、路線バス事業者の経営は厳しさを増しており、その路線バスをスクールバスとして活用できないかとも考えております。町内全域においてスクールバスの運行は困難を極めると思いますが、通学路の一定程度の安全が確保できる地区、または通学路の安全の確保が難しいが、代替となる通学路を有する場合には徒歩通学が基本とも考えます。

多様なコミュニティバスの活用方法による活性化策としてスクールバスの活用は効果があるのではないかとはい思いますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） コミュニティバスや民間路線バスをスクールバスに活用する

ことについてのご質問でございますが、令和2年6月議会の地域公共交通の多目的活用についてのご質問の私からの答弁と重複する部分もございますが、ご答弁を申し上げます。

まず、学校区についての考え方でございますが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、適正な学校規模の条件として、通学距離が、小学校にあつては概ね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつては概ね6キロメートル以内であることとされてございます。本町の町立小中学校につきましては、学校を中心として半分以下の半径2キロメートル内に各校区が納まっているため、十分に徒歩通学圏の条件を満たしているとの認識をしてございます。

コミュニティバスが運行する以前からも、路線バスが通学路と重なっている部分はありましたが、これまでも通学にバス利用を求める声は教育委員会としても特に把握はしてございません。

また、逆に、通学にバスを使用することを厳格に禁止してもおらず、身体的な理由等により通学に路線バスを使用している事例はございましたが、一定の区域の児童生徒に対し制度的なバス通学を積極的に推薦はしておりません。その理由といたしましては、児童生徒の安全面や学校運営、運賃の保護者負担等に関する課題があると考えているためでございます。バスを登下校時に利用する場合、学校には運賃を持参しなければならず、コミュニティバスのみを通学利用可能とした場合、路線バス沿線の児童生徒との間に公平性の問題が生じることも考えられます。

コミュニティバスの通学への利用に対し普通地方交付税が措置されるという点については把握もしており、現在、関係部局で協議をしている段階でございますが、先の学校運営上の問題に限らず、学校の始業・終業に対応したダイヤ編成の見直しや待機場所も含めた適正なバス停の配置等、バス運行サイドの問題についても検討を要するものと考えております。

財源確保という点を踏まえながらも、児童生徒の安全の確保、利便性の向上、保護者の経済的負担等も十分に考慮し、保護者や地域の皆様のご意見もいただきながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま教育次長より、保護者や地域の皆様のご意見をいただき

ながら検討してまいりたいとのご答弁をいただき、国から運行費用としてしっかりと交付税措置されているわけですから、スクールバスとして活用することで、併せて、運行路線の再編として総合体育館や観光関連施設への運行も前向きに検討していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2問目、歴史まちづくりについて質問させていただきます。

1. 地域、歴史、文化、景観を保全活用したまちづくりの推進について。

さて、府道美原太子線のトウカエデの紅葉も落ち葉となり、上ノ太子ミカン園のミカンもあと少しとなっているみたいです。昨年は聖徳太子没後1400年遠忌の年として、本町の悠久の歴史を感じる年となりました。

本町では、二上山、竹内街道、梅鉢御陵など自然、歴史的資産が数多く存在し、全国の自治体の中でも歴史的資産に恵まれた特徴のある町だと思います。

平成16年には、良好な景観を保全することを目的とした景観法が制定され、眺望・景観の保全、緑道の保全、電線の地中化の推進、農村景観の保全、歴史的町並みの保全、並木道の整備など、景観法活用イメージが示されております。本町もその景観法に準じ平成20年度に、景観行政団体に認定されております。景観行政団体の数も、平成20年には324の自治体が、令和4年度には799の自治体が認定を受けております。そのうち、646の自治体においては景観計画が策定されており、また平成20年には、歴史的風致の維持向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展、文化の向上を目的とした歴史まちづくり法が制定されております。全国の景観行政団体においては、国の助言や支援を受けながら、現存する歴史的風致の保存、継承及び消失する恐れのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進されております。

そこで、既に景観まちづくりに認定されている本町として、これからのまちづくりについて、お考えをお伺いします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 歴史まちづくりについて、地域の歴史、文化遺産、景観保全を活用したまちづくりの推進について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町における歴史的景観の特性として、聖徳太子御廟や国指定史跡二子塚古墳をはじめとする多くの古墳群や叡福寺及び平成29年に日本遺産に認定された日本最古の官道竹内街道とその沿道の街並みなどが挙げられます。その他にも二上山山麓の鹿谷寺跡や

岩屋など多数の歴史的景観を有しております。

本町ではそれらの歴史的景観を活かしながらまちづくりを進めるため、第5次総合計画において、「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち たいし」を基本理念としております。

また、平成16年6月に景観を正面から捉えた基本的な法制度である景観法が公布されたことを受け、平成20年に景観計画を策定するとともに、景観条例を制定し、景観行政団体として良好な景観形成に向けた規制誘導を実施しております。

景観計画では、叡福寺を中心とした地域について、良好な景観を形成しようとする区域、いわゆる景観計画区域として指定し、当時、府道であった六枚橋太子線を景観重要公共施設として位置づけ、電線共同溝を実施することで、叡福寺周辺の良好な景観形成を図りました。その後、令和3年9月には、竹内街道を中心とする歴史的景観や周辺の街並み、更に道路空間が一体となる調和の取れた景観形成を図るため、竹内街道周辺地区を景観計画区域に追加しました。いずれの地区も建築物の高さ、形態意匠及び色彩など一定の制限を設け、良好な町並み形成を図ることとしております。

景観計画区域とするに当たり、アンケートや説明会及びパブリックコメントを通じて住民の皆様の声をお聞きしましたが、景観を守るために自分の土地、建物に一定の制限がかかることには概ね理解されており、一部戸惑いを持たれている住民もおられました。結果的には太子町の良好な景観を守っていきたいという思いにご理解をいただいたと認識しております。

この2つの地区では、春の聖燈会、秋の竹内街道灯路祭りなど、地元の方々が中心となり、太子町の持つ価値を共感する取組が行われております。このような取組を通じて地域での交流やにぎわいが創出されてきたことは景観まちづくりの大きな成果であると考え、今後も継続して、住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って美しいまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま、まちづくり推進部長より、住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って取り組んでまいりたいとのご答弁をいただき、冒頭のサッカーの話題にもありましたように、都市計画上、開発を進め、攻めるエリア、また自然環境や歴史的景観を守るエリアと、メリ張りのある太子町全体の都市計画が必要であるのではないかと考えます。

そして、今議会の全員協議会で説明がありました、府道美原太子線沿線の土地利用方針の変更については、攻める都市計画として推進し、その反面、景観計画に景観地区として指定されている地区や集落に点在する歴史的建築物として認められてもよいのではないかと思われる古民家の保全については守る都市計画として推進していかなければならないと考えますが、そこで、本町のお考えをお伺いいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 歴史的まちづくりについて、めり張りのあるまちづくりにつきまして、再度、ご答弁申し上げます。

本町には、先ほど申し上げました歴史的景観特性だけでなく、自然的景観特性についても多くの資源が存在しております。本町のランドマークである二上山を代表とする、金剛生駒紀泉国定公園の山並みが連なる自然景観、中でも金剛山へとつながるダイヤモンドトレイルは令和2年に日本遺産葛城修験道として認定されております。その他、なだらかな斜面地に広がるブドウ、ミカンなどの果樹園、山裾に広がる棚田や集落が織りなす風景、ため池や唐川など生態系に配慮した水辺空間なども重要な自然的景観を形成するものであり、歴史的景観同様、保全していかなければならないものと認識しております。

例えば、太子中央線の高木剪定について、例年であれば樹木の成長に合わせてできるだけ小さくなるよう剪定しておりましたが、対象となる樹木が町の木であるクスノキであり、道路も本町の中心的な幹線道路の太子中央線であることから、沿道の町並みを配慮し、樹形を整えた剪定を行いました。

また、集落内にも、すばらしい景観資源が多く点在しております。しかしながら、それらは個人財産であるため、行政が主導して保全活用していくには限界がございます。それらの持つポテンシャルは、地域にとって歴史的にも景観的にも重要な役割を担っており、今後はそれらを発掘、保全、活用する政策やプログラムについて、本町としても、国、府、地元と連携しながら検討していく必要があると考えております。

個々の重要な資源を点として考えるのではなく、それらを線でつなぐことで関連性を持たせ、更にその線に歴史的、自然的景観資源をつなぎ合わせ、面として取り組んでいくことがこれからの太子町のまちづくりには重要と考えております。

一方で、貴重な自然的資源や歴史的資源を守りながらも、安心して住み続けられる、暮らしやすいまちづくりをつくり上げていくことも大きな課題となっております。本町

には、第5次太子町総合計画を軸として、土地利用や都市施設の整備、環境等の保全・形成などといった都市計画の総合的な指針として都市計画マスタープランがございます。このマスタープランでは、総合計画の基本理念である「人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち たいし」を踏まえ、現在の土地利用状況並びに自然環境、歴史資源を考慮し、土地利用方針を定めております。

特に、府道香芝太子線の沿道は、南阪奈道路の太子インター周辺という特性を活かした土地利用を推進していきたいと考えております。また、府道美原太子線沿道についても幹線道路周辺という特性に適した土地利用や、沿道型商業施設、店舗など地域振興に寄与した土地利用の誘導を進めてまいります。

今後も、歴史的資源、自然的資源を保全しながらも、これらと調和したまちづくりを進め、町内外のあらゆる人々がその魅力を実感し、訪れたい、住みたい、そして誇りに感じる太子町をつくり上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま、まちづくり推進部長より、今後も歴史的資産、自然的資産を保全しながらも、これらと調和したまちづくりを進め、町内外のあらゆる人々がその魅力を実感し、訪れたい、住みたい、そして誇りに感じる太子町をつくり上げたいとのご答弁をいただき、地域づくり、歴史まちづくりには、まず、地域の住民により地域の歴史認識が一番重要であると思います。住民の皆様には太子町の歴史や郷土の偉人についての勉強会や講演会などを開き、まずは、私たち太子町住民が地域の歴史を知ることから全てが始まると考えます。そして国、大阪府や民間団体との連携を進め、積極的に歴史まちづくりに進めることが重要ではないかと考えております。

田中町長を先頭に、攻守めり張りのついた施策を展開することにより、新しい風景を住民の皆様と見られるように強く期待して私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、村井議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

[4番 藤井千代美君 登壇]

○4番（藤井千代美君） 通告に基づきまして、農業支援について質問します。

早いもので、私が堺市から太子町に移り住んで36年になります。山に囲まれた自然豊かな太子町も、家の周りを見渡せば、年々山が荒れ、今までは農家さんが田畑を耕していたのに、高齢になり跡継ぎのない田畑が耕作放棄地となり、イノシシが昼でも竹内街道に現れ、登下校の子どもたちに危害が加えられないか心配な状況にもなっています。このままでは自然豊かな太子町が失われてしまうのではないかと、多くの住民の方が心を痛めています。農業支援は待ったなしです。

第5次太子町総合計画後期基本計画で、農業は本町の重要な産業だと書かれています。農業者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加も目立っていることは、共通認識になっています。

このような状況の中、太子町は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付する農業次世代人材投資事業を進めてきました。

そこでお尋ねします。制度を活用して、令和4年度ではどれぐらいの新規就農者が増え、農業を続けているのか、今後の見通し、太子町全体の農業従事者の展望はあるのでしょうか。

また、人・農地プランを進めてきました。高齢化や農業の担い手不足が心配される中、地域や集落の話し合いに基づき、5年後、10年後までに敷地内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該地域における農業の在り方などを明確化するためのプランです。農林省より。

太子町では、令和2年11月9日に人・農地プランを春日地区の100名を超える農業従事者にアンケート調査を実施しました。どのような取組が行われたのでしょうか。また、今後、どう進めていくのでしょうか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 新規就農者の状況及び農業を続けていく見通し、あと、太子町全体の農業従事者の状況、更に、人・農地プランの取組について、ご答弁

申し上げます。

令和4年度現在、太子町内の認定新規就農者数は10名で、令和元年度の2名から毎年数名ずつ増えている状況です。現在のところ、全ての方が意欲的に営農を継続されており、そのうち6名の方が新規就農者育成総合対策、いわゆる農業次世代人材投資事業の対象者として資金面の支援を受けておられます。

また、全ての受給者が、経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を作成しており、計画実現に向けては、大阪府や農協など、様々な関係者で集まり、技術的なサポートも含め、計画達成に向けて意見交換を定期的に行っています。

一方、太子町全体の農業従事者は2020年農林業センサスにおいて157名で、2015年センサスの230名と比較すれば減少しておりますが、最近はぶどう塾塾生など、若手就農希望者が利用集積を行う傾向にあり、新たな担い手として期待しているところではあります。

また、令和2年度に行った春日妙見寺・中山地区での人・農地プランにおいては、農地の貸付けなどの意向調査を行い、地域での座談会を重ねた上で、20筆1万3千25平米の貸し借りが成立いたしました。

今後、他地区においても同様の意向調査や座談会を行い、新規就農者の増加と耕作放棄地の解消に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 今のご答弁どうもありがとうございます。

太子町として、一定の農政を進めていることは分かりました。農業次世代人材投資事業を活用した若い人が、このまま農業を続けていってもらえたらいいと思います。

本町の農業について、大都市近郊の特性を生かしたナス、キュウリを主体とする軟弱野菜や、ブドウ、ミカンを主体とする果樹園芸作物が主となっております。

しかしながら、近年では農家の減少が顕著となっており、太子町での農家戸数も、平成22年は353戸、平成27年は317戸、令和2年は232戸と確実に減少しています。

「農業の衰退は、新鮮で安全な農産物が減少するだけでなく、土地の荒廃なども招きます。農業の担い手の育成と耕作放棄地対策、また、新規就業者の増加、確保に努め、都市農業の振興を図ります」と第5次総合計画には書かれています。

ぶどう塾などを通じて新規就農者も少なからずいらっしゃると思いますが、私の知

っている人ですが、堺市から太子町に移り住み、麦などをつくり、将来的に無農薬のお米を作りたいと夢を語っておられるご夫婦がいます。この方々は、もっと農地を借りて農業を広げたいと考えておられるようですが、どこに話を持っていけばいいのか相談を受けました。

また、体調も思わしくないので田畑を耕すことができない。このままでは耕作放棄地になってしまうので誰かに貸したいけれども、どこに言えばいいのか分からないという相談も受けました。

太子町も何もしていないわけではないのでしょうけれども、まだまだ知らなくて困っている、借りたい、貸したい住民さんがいらっしゃいます。

そこで、お尋ねします。残念ながら、見渡しても遊休農地が減っているようには思えません。年々増えていると感じています。遊休農地をどれくらい活用し、取組をなされているのでしょうか。答弁をお願いします。

これも直接お話を聞いたのですけれども、太子町に農業を希望して来られた若いご夫婦が、太子町では農業者に対する支援策が特にないので生活が大変。奈良県にも通っているが、そこでは、役場から農作業をしているところまで足を運んできてくれて「空家を紹介します」「農地を紹介します」「いつでもお越しください」と親切に声をかけてくれるそうです。本当に親身になって話を聞いてくれるので、引っ越そうかなと思うことがあるとおっしゃっておられました。せっかく太子町を希望してくださったのに、町としてそのような思いをさせていいのでしょうか。太子町として、現在、どのような農業支援をしているのでしょうか。また、新たに農業支援をお考えでしょうか。

以上、答弁をよろしくをお願いします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 農業支援のご質問につきまして、私の方から答弁申し上げます。

農業支援につきましては、様々な取組を実施していく必要があると感じております。耕作放棄地対策といたしまして、発生予防対策の1つに農地中間管理事業があります。この事業は、高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクが借り受け、新たな担い手に貸し付けるものでございます。町では農地バンクの斡旋や仲介を行っていますが、今後、更なる活用を図るため、広報紙やホームページなど積極的に情報提供に努め、町内外を問わず多くの担い手

を求めていると考えております。

また、本町の農業委員会も課された役割を果たしていただく中で、農地等の利用の最適化の推進に努め、遊休農地の活用や発生を防止するため、農地パトロールなどの現地調査を実施し、遊休農地を新たな担い手に早期につなぐなど、新規就農者の利用集積を支援しております。

更に、農業生産活動への支援の1つといたしまして、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための草刈りや水路の補修など、地域の共同活動に係る支援を行うための多面的機能支払交付金について、事業実施に向けて地域住民と確認作業を行っているところでございます。

そのほか、補助事業としまして、農業用ビニール廃棄処分への補助や太子町果樹振興会への苗木購入などの事業補助などを行っております。

今後も耕作放棄地の解消及び農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域の情報収集に努め、農業委員会などと協力しながら本町の農業活性化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。

せっかく農業をなりわいにしようと若い方が太子町に移り住んでくれたのに、農業を続けたいと思えば奈良に引っ越そうかなと考えるとと言われるのは、悲しい話ではありませんか。後継者不足を嘆いているだけでは、事態は好転しません。太子町に住み農業をするためには、農地の確保だけでは暮らせません。納屋も必要ですし、住居が必要になります。空家を借りたいと希望する人がいます。ぜひ、積極的に空家対策を進め、住居の確保を要望します。

ロシアのウクライナ侵攻以来、これまで以上に、自国の食料は自国で消費の考えが世界中に広がっています。日本の食料自給率など、ロシアの問題からますます日本の農業の果たす役割が大きくなっています。太子町でも農業を守り地産地消を進めることが大切です。

国連が2019年に家族農業の10年を宣言してからすでに3年経過しています。地球温暖化の防止など17項目の持続可能な開発目標SDGsを掲げ、その達成には家族農業、小規模農業の役割が欠かせないとして、農業の権利宣言を採択しています。日本

の農業は、9割以上の家族農業で成り立っています。

我が国には温暖多雨な自然条件とすぐれた農業技術があり、安全でおいしい食べ物を求める消費者のニーズもあって、農業を豊かに発展させる条件は十分にあります。コロナ危機を体験する中で、農業と農山村の価値が見直しされています。

日本共産党は、農業を国の基幹産業に位置づけ、農業と農山村の再生を求めています。基幹的農業従事者の減少が止まりません。農業者の担い手づくりを早急に取り組む必要があります。

また、農業と食料政策の大きな目標として、食料自給率の向上、食の安全に配慮する人と環境に優しい持続可能な農業を目指す、移住者が元気に暮らせる農山村を目指す耕畜連携、地域循環型の農業を重視し、水田の多面的利用を目指す農林業の生産とともに、加工、販売、自然エネルギーなど地域の資源を生かした循環型の経済で農山村での雇用や所得の機会を増やすなど効率優先の農政の転換で、家族農業を中心に持続可能な農業と農山村を採用し、食料自給率の抜本的向上を図ることを政策に掲げています。

太子町の農業を守るためにも、農業の担い手の育成、耕作放棄地対策、新規就業者支援など課題はたくさんありますが、農業従事者の声を聞いて、農地の貸し借り、価格保障など、将来にわたって安心して経営できる農業支援を求めて、質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井千代美議員の質問を終わります。

次に、6番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、誰もが利用できる介護保険を求めて質問いたします。

2000年に導入された介護保険制度は、介護心中、介護離職、家庭崩壊など、介護をめぐる厳しい現実を改善してもらいたいとの国民の期待の下、介護の社会化を掲げて導入されました。

ところが、現状の介護保険制度は、憲法で保障された健康で文化的な介護制度とは大きく乖離しており、3年に1度の介護保険事業計画で保険料は右肩上がりに上昇し続け、現在、第8期の全国平均基準保険料は月額6千14円と、制度開始時平均月額2千911円から、約2倍にも増えています。中でも大阪は沖縄と同額6千826円、全国一高い保険料です。その大阪府内で、太子町の保険料基準額6千480円は10位と高額で、

保険あって介護なしの状況が強まっています。高過ぎる介護保険料を引き下げてほしい、安心して介護が利用できる制度にしてほしい、これが住民の皆さんの願いです。

介護の危機が進む中、政府は2024年度の第9期に向けた見直しを検討しています。9月末の厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、利用料の引上げやサービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1、2の訪問・通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室、相部屋の室料有料化など、良くしてほしいの願いに逆行する介護サービス削減が話し合われています。

直近の12月5日の社会保障審議会の介護保険部会で、議論の取りまとめ案が示されました。利用料2から3割負担の対象拡大など、反対の声が強い給付と負担の7項目については記載せず、文案の提示を次回以降に持ち越しました。次期改定で狙っていた福祉用具、つえやスロープなどの貸与から販売への転換を見送る、ケアプラン有料化は断念したとの報道もありました。反対の世論に押され、見送り、断念となった点もあるようですけれども、更なる介護サービスの改悪、保険料の引上げがもくろまれている中で、太子町として、第9期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に向けて準備を進めていくこととなります。

社会保障審議会で検討されている見直しについて、自治体として思うことはないでしょうか。保険あって介護なしと言われる現状を踏まえ、今、考えられているような見直しがされたとき、住民サービスに対してどのような影響が出るとお考えでしょうか。

要介護1、2の方が介護サービスから締め出されることになり、総合事業になっても利用者に負担がかかることはないとお考えでしょうか。事業者が行っている介護サービスと変わらない総合事業を提供できるとお考えでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 誰もが利用できる介護保険について、私の方からご答弁申し上げます。

平成12年にスタートした介護保険制度は、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画に沿ってサービスの提供体制整備や保険料設定などを行っております。令和6年度からは新たな第9期事業計画が始まるとともに、令和6年の介護保険制度改正に向け、現在、国において議論がなされており、地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応、制度の持続可能性の確保を基本的な考え方に

据える方針が示されております。

また、今回の制度改正に係る論点といたしましては、介護人材の確保や現場の生産性向上、給付と負担のあり方、保険者機能の強化、自立支援・重度化防止の推進などが示されており、制度改正の骨格は年内に固まる予定となっております。

介護保険制度は将来の高齢社会を見据え、高齢化や核家族化などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として創設され、21年が経過しました。全国的にも、高齢者数の増加に伴う要介護認定率の上昇及び介護職員をはじめとする社会全体での働き手の不足が深刻化していることに加え、介護サービスも多様化し、様々なニーズに応えるべく、制度・サービスの充実を図る必要があるなどの課題が示されております。

そのような状況の中、改正後の介護保険制度が令和6年度から本格実施された場合、大きく影響が出る改正内容として、各種サービス利用における利用者負担について、現状1割負担となっている利用者が原則2割負担となった際、本町では約9割の利用者に影響が出ることとなります。

また、要介護1及び要介護2の方々が増え、総合事業へと移行した場合、現在の要支援者は民間の支援を受けることが予想され、要介護3以上の方のみが介護給付の対象になると考えられることから、まずは、その受け皿となる自治体独自の総合的なケア体制が整っているかを調査するなど、慎重に検討するよう、町村長会を通じ大阪府並びに国に対し引き続き要望するとともに、介護保険制度の改正内容について、今後も大阪府及び国の動向を注視してまいります。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

社会全体を支えることを目的として、これができたら誰も文句は言わないんですけども、また、充実を図るとおっしゃいましたが、充実されていたら皆さん喜ばれるはずですけども、現実はそうっておりません。

今、政府で検討されている、私が申しましたようなことが実施されることになれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族は更に負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人が多く生まれることは必至です。介護保険の利用料は2000年の制度発足から1割負担が原則でしたが、2015年に一定所得以上の人は2割負担とされ、2018年には3割負担も導入されました。負担が増えたことで、介護サービスを削ったり、施設から退所したりした人は少なくありません。1割負担でも経済的に苦

しく利用サービスを減らす人がいるにもかかわらず、財務省の財政制度等審議会は原則2割負担を提言しています。要介護1、2の訪問・通所介護を保険対象から外し、市区町村が運営する総合事業に移行されることなどが検討されています。総合事業は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危険性があります。太子町が頑張っておりますけれども、もっと要介護1、2まで見なくならなければ、本当に大変になると思うんです。

全国老人福祉施設協議会など介護事業所や介護の専門職員らでつくる関係団体8団体は、要介護1、2の訪問・通所介護を総合事業に移行する見直しに反対する要望書を厚労省に提出しています。要望書では、要介護1、2の人は認知機能が低下し、排せつ介助などの介護給付サービスがなければ在宅での自立生活が困難だと訴えています。認知症などは、専門家の初期段階での気づきや早期の対応が進行を抑えることにつながっており、要介護1、2の訪問・通所介護の保険外しは、介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付を膨張させることにつながると警鐘を鳴らしています。

介護サービスを受ける大前提のケアプラン有料化は、利用控えを加速させてしまいます。低所得の人が多く利用する老健施設やショートステイの相部屋が有料化されれば、負担に耐えられない人は行き場を失うことになります。また、これらの介護保険改悪は、コロナで疲弊している介護現場に対し一層の苦難を強いる重大な逆行にもなり、介護の現場からも負担増と給付削減に反対の声が相次いでいます。何ひとつ良くなることがない改悪が進められようとしています。ぜひ、これ以上、保険料を上げるな、国がもっと財政支援をしろ、給付削減はするなと声を自治体としても上げてください。よろしくお願いいたします。

国に対して、財政支援を求めると同時に、太子町として第9期の保険料をどうするのか、このことが大きく問われてきます。コロナ禍であり、物価高騰が続き、住民の皆さんの命や暮らしが大変な中、第8期の保険料を決めたときと同じように、「将来に渡って安定的な介護保険運営を保つため」、こう言い続けるのでしょうか。第9期事業計画を見据えた保険料設定で、将来を言っている場合ではないと思います。今の住民の暮らしにしっかりと目を向けていただきたい。制度改悪が実施されれば、今以上に介護サービスが悪化した上に、介護保険料が更に値上げされるようなことになって、住民の暮らしが成り立つとお考えでしょうか。住民が払っているのは、介護保険料だけではありません。国保料であったり、後期高齢者医療保険であったり、税金を払っていたり、様々

な負担が軒並み、今、上昇しています。一方で、給料は上がり、年金は減り、物価は高騰し続けています。太子町の介護保険の基金は、貯金の上に更に貯金が増えていきます。多く取り過ぎた保険料は保険料引下げに使うことに問題はないばかりか、本来は住民にお返しするのが基本です。そして、8期までの介護保険料算定時には基金が投入されてきた実績が太子町にはあります。

そこで、改めてお尋ねします。第9期の保険料設定の際には、基金を全額投入してもらえるのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 第9期における保険料等について、引き続き私のほうからご答弁申し上げます。

まず、第8期事業計画では、団塊世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期計画となっており、本町の高齢者施策を安定的に実施するためにも、第9期事業計画を視野に入れた保険料設定を行っております。

また、介護給付費準備基金の取崩しにつきましては、第9期事業計画期間中保険料の上昇を緩やかにするものであり、同計画で予測される保険料の大幅な上昇とならないよう、適切に介護給付費準備基金の繰入れを行っております。

本町におきましても更に高齢化が進行していくことが予想されることや、これに伴い、高齢者のみの世帯の増加や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護サービスの需要が更に高まり、多様化することが想定される中、第9期事業計画につきましては、第8期事業計画期間中において、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、在宅介護実態調査を行い、高齢者の抱える多様な課題、ニーズへの対応策を検討するなど、本町の高齢者福祉施策と介護保険事業の基本的な取組などについて示し、各種事業の安定的運営を目指して策定してまいります。

また、第9期事業計画期間中の保険料設定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、高齢化が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止の各種サービス利用の増加などが予想され、第1号被保険者1人当たりの給付費も年々増加している状況の中、保険料の設定については、3年を1期とする介護保険事業計画に基づき、各種計

画策定年度における計画期間の高齢者人口の増や、それに伴う給付費の増など、その時点における介護保険情勢を考慮しつつ、介護給付費準備基金につきましては、被保険者の皆様からの保険料が積み立てられたものであることを踏まえ、今後も引き続き、有効かつ効果的にしっかりと活用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在実施している、属性や世代を問わない相談、支援体制を一体的に受け止め、相談者の不安や課題を包括的に支援する、重層的支援体制整備事業を継続的に実施するとともに、第9期事業計画では引き続き、介護予防の更なる充実、また介護保険事業をはじめとした各種サービス提供体制の強化及び適切なサービス利用促進などに努めるとともに、本町高齢者が今後も住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムをより一層推進し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

太子町が介護保険の事業でどれだけ頑張っているかというのはよく分かっているんです。それが医療費の減少、うちが大阪府でも1人当たりの医療費が少ないとか、後期高齢者でも少ないとか、そういうところに現れているということ、担当の方のこういう頑張りがそこに現れているということをおっしゃっているのを私は本当に実感しているんです。

でも、制度の安定を求めて、それでお金を決め、国が言われるままやっても、住民の皆さんがお金を払われへん、使われなければ、幾ら制度があっても意味がないというところをもう少ししっかり考えていただきたいと思うんです。

3年を1期として保険料を決めるのであれば、その中で上がることもあるでしょう。でも、3年の中で保険料どれだけ使うかという計算の下、9期の保険料は算定していただきたいと思います。

だから、3年終わって余らすとか、基金を置くというのがあるというのはやっぱり本来あってはならないことだと思いますので、その点は重々反省して、第9期、どういう保険料にするか考えていただきたいと思います。

この間、コロナ禍を通じて、介護保険制度の脆弱性が更に明らかになってまいりました。保険料の上昇を抑えるために、介護保険からの卒業、介護保険を使わせない、これ

を推し進める自治体も生まれています。政府は、介護保険制度の持続可能性を口実に、国民の介護や暮らしの持続性には目を向けず、介護保険を解体に追い込もうとしています。

国にお金がないわけではありません。岸田首相は、来年度から5年間で軍事費を43兆円にするよう指示しています。財源として、歳出削減や国民全体での負担が必要だとも述べています。社会保障費の大幅削減を更に加速させようとしています。この国の悪政から太子町の住民の暮らしを守るのが、太子町の務めです。太子町の介護保険会計にお金がないわけではありません。基金をため込んでいます。一般会計から繰出しを求めなくても、このため込んだ基金を使えば保険料上昇を少なからず抑制することができます。9期は必ず、全額、保険料引下げに充てることを強く要望いたします。

最後に、以前に一般質問で求めていたことを再度、言わせていただきます。

第9期の後期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を前にアンケートを取ることになると思うんですけども、認知症の予防につながる聞こえの問題をぜひ問いに書き加えていただくことを求めます。以前に言いましたが、練馬区は、アンケートで「聞こえの状態はどうか」「補聴器を使っていますか」「なぜ補聴器を使わないのですか」を加え調査を実施し、その結果、深刻な状況から、認知症対策として物忘れ健診、軽認知症者の社会参加、補聴器購入制度を決め、補聴器補助をスタートさせたそうです。太子町でも、計画直前調査で、この聞こえの問題の調査をお願いいたします。

もう一つ、藤井議員が一般質問で、特別障害者手当の支給について、対象者全員に周知を、その周知の方法として、特別障害者手当の住民への周知については、障害者手帳がなくても、要介護4、5でも、施設に入所していても受給できる可能性があるということに記載すること、周知することを求めたところ、そのときの答弁は、広報紙の掲載は元より、ホームページの充実、介護認定時に際し制度の案内を同封するなど、更なる制度周知に努めてまいります、こう答弁していただいたおりましたので、8月号の広報、特別障害者手当・障害児福祉手当についての記載、そこが書き加えられることを楽しみにしておりましたら、掲載されておりました。介護保険特別会計の予算に全く負担のないものです。ぜひ、更なる周知を実施していただくよう重ねてお願いをいたしまして、この質問を終わります。

2問目、小中学校・公共施設のトイレに生理用品の配置を、このことについて質問いたします。

10月19日は、国際生理の日です。2019年にアメリカで制定され、多くの人に生理に関する問題に気づきと変化を与えることを目的としています。

この生理の問題について、一般質問するのは、今回で3回目になります。

1回目は、2021年6月議会の一般質問で、困難を抱える子どもたちへの支援をと、社会問題化していた子どもの貧困がコロナ禍の中で更に深刻さを増している中、ヤングケアラーの問題と同時に生理の貧困について対策を取るよう求めました。この質問の時点で、多くの自治体が無料でナプキンの配布を始めていることを紹介し、女性が経済的にも精神的にも救われる取組の1つであることをお伝えいたしました。

2回目は、2021年12月議会の一般質問で、公共のトイレに生理用品の常備を求めました。わずかな間に、生理の貧困が女性だけの問題ではなく、社会全体の問題として全国に広がり、女性の生理への理解が徐々にではありますが着実に進んできました。生理用品の公共施設の設置を通じ、ジェンダー平等社会の実現へと発展させることにもつながるという認識も生まれてまいりました。

これまで2回の質問で、生理用品を公共施設、学校に置くことを求めたことに対し、真正面から、設置しないとは言いませんでしたけれども、設置するとも言っていただけませんでした。それでも昨年の12月議会、2回目の質問の際は、役場庁舎などのトイレにつきましては、現時点において生理用品を設置する予定はございませんが、今後も経済的な困窮により生理用品を購入できない方のニーズの把握に努めるとともに近隣自治体の取組を注視したいと答弁されました。注視した結果はどうなったのでしょうか。

また、私からは生理について、どうか家に帰って、奥さんや娘さんがいらっしゃったら聞いてみてください、また、女性の職員さんにもよく話を聞いて、前向きに進めてくださいとお願いいたしましたけれども、聞き取っていただけましたでしょうか。真剣に生理用品の配置を検討していただけたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 小中学校・公共施設のトイレに生理用品の配置をとのご質問に対しまして、私の方からご答弁を申し上げます。

内閣府が実施をいたしました生理の貧困に係る地方公共団体の取組状況の概要資料を見ますと、令和4年7月時点での各都道府県の実施割合において、大阪府は64%となっており、最も低い6%の高知県や富山県から一番高い79%の広島県まで、大きな幅があることが見てとれます。

また、小中学校のトイレにおける配置状況でございますが、近隣では河南町や河内長野市の学校で、一部のトイレに設置をされている現状でございます。

本町の小中学校におきましては、現在、試行的に配置する方向で検討を進めており、来年度予定されている山田小学校のトイレ改修工事においても、子どもたちへのよりきめ細やかな配慮ができるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

公共施設のトイレにつきましては、大阪府内市町村の状況を見ましても、各々取組方法が異なります。現在のところ、住民の皆様からの要望や問合せはありませんが、衛生的で利用しやすい方法を考慮するとともに、民間企業が実施している配布システムを活用している自治体もあることから、施設の利用状況等を鑑み、必要とする方へ安心してご使用いただける環境づくりへ向け検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

太子町でも検討していただいて、前向きな方向で進めていただけていただけると答弁だったと思います。ありがとうございます。

これが、1年以上たった今、生理の貧困、ジェンダー平等社会への1歩に加え、政府自身が女性の健康や尊厳に関わる重要な課題だと位置づけるなど、進化してきています。更に、今では、トイレにトイレットペーパーがあるように、トイレに生理用品をとまで考えが広がっています。ぜひ1日も早く関係部署とも相談を取りまして、トイレに生理用品を設置していただきますよう要望いたしまして、この質問は終わります。

最後に、地域公共交通の充実を、このことについて質問をさせていただきます。

私たち日本共産党は、年を取って、坂の多い太子町では外出するのが大変、循環バスを走らせてほしい、この住民の皆さんの願いを議会に届け、町内を走る循環バスの実施を長年求めてまいりました。この10年、2012年から振り返って、一般質問では、今日を含めて24回、このことについて質問をさせていただいております。何度も何度も議会で取り上げる中で、高齢者の外出支援を目的とする予約型乗合ワゴン車が運行されるようになりました。その後、地域公共交通会議ができ、話合いが進められ、基幹交通と支線交通が考えられ、金剛バス路線と交通空白地域対応でのコミュニティバスの運行が決まりました。それと同時に、59か所の停留所があり、無料で運行されていた予約型乗り合いワゴンがなくなりました。バス停まで歩いていくのが困難で、金剛バスも

コミュニティバスも利用することができない住民さんにとっては、ボランティア団体の有償移動サービスを利用することとなりました。2020年6月から運行が始まったこの新しい交通体系は、便利になった住民さんと不便になった住民さんを生むことにもつながりました。

また、コロナ禍で、3密を避けなければならず、福祉センターが休まざるを得ない状況も長く続き、計画で考えていた乗客数の確保は難しく、イベントも中止が続く中で、実証運行が計画通りに進まないという困難さはありましたけれども、実証運行の中で、住民の声を聞きながら、停留所や運行ルートなど、一定改善も進められてまいりました。

今も第8波が警戒されていますが、人の動きも一定戻りつつあり、7月に開催された地域公共交通会議では、小川会長から、大学のゼミの学生と一緒に太子町の観光と公共交通を結びつけた取組の提案がなされ、今後が楽しみでもありました。

ところが、突然会長が辞任したとの報告があり、驚きました。

そこでお尋ねします。特に会長が得意としていた分野、観光をどうするのでしょうか。会長が会議で提案していたことはできなくなったかもしれませんが、太子町地域公共交通網形成計画には、観光客の利用も書かれています。上ノ太子駅を太子町に訪れる方にとっての玄関口だとも位置づけております。観光と公共交通についてお答えをお願いいたします。

また、整理券を持って、お出かけ支援利用券を持って、差額の小銭を手にして、パスを用意して、荷物があって、バスの乗り降りに苦勞している、不便だとの声が住民さんから上がっています。このような状況の中、金剛バスがICカード化するとの報告があり、不便さが少しは緩和されると喜んでいましたら、コロナ禍による金剛バスの経営悪化でICカード化が白紙になってしまいました。不便さを解決することができませんでした。金剛バスの経営を今後どう応援し、白紙になったICカード化を復活させることができるのか、お考えでしょうか。お聞かせください。

次に、コミュニティバスの老朽化、買換え時期についてどうお考えでしょうか。

先ほど村井議員から、スクールバスとして活用して、国から交付金をもらってはどうかという提案もありましたけれども、この今のコミュニティバス、度々修理をしていると聞きます。修理中だったのか、コミュニティバスではなく、代車はワゴン車のような小さな車が走っていたことも目にしました。事故が起こってからでは遅いのではないのでしょうか。今のままのバスをいつまで運行させるつもりなののでしょうか。買換えを求め

たいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

コミュニティバスの老朽化で買換えを考える際に、車の大きさを変えることも検討課題に入るのででしょうか。狭い道を走るのであれば以前のワゴン車でもいいでしょうし、福祉センターに行くことを考えれば今のコミュニティバスの大きさは必要なかとも思うんですけども、だったらワゴン車を2台走らせるのもいいのか、乗り物の大きさを考えるにあたって、福祉センター利用目的以外での住民乗客数や他から訪れた乗客数を把握しているのでしょうか。今後の買換えは目前だと思うんですけども、どのようにお考えになっているのか、以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 地域公共交通の充実について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町の地域公共交通は、太子町地域公共交通網形成計画が示す施策の実現に向け、その具体的な取組を太子町地域公共交通会議での議論を踏まえて実施してまいりました。その中で、民間路線バスを基幹交通と位置づけ、公共交通空白・不便地域と基幹交通をつなぐ補助的な支線交通としてコミュニティバス運行という新しい交通形態を令和2年6月に構築しました。以降、これまでの間、運行ルートやダイヤ編成などが、地域公共交通会議で検討され、必要に応じた改良を適宜加え、今日に至っております。

観光の視点からは、休日限定ではありますが、道の駅への運行を実施しており、町内での移動は元より観光を目的とした利用についてもつながるようルート設定をしております。

また、町内の観光案内板には民間路線バスと本町コミュニティバスの路線図や時刻表を知ることができるようにQRコードの添付やバス停場所を明記し、アクセス強化に努め、利用促進策についても引き続き検討していく必要があると考えております。

今年度、交通事業者が上ノ太子駅前に整備するバス回数券・定期券売り場については、町からも整備費の一部を補助しており、完成の折には観光案内のパンフレット等を設置するなど、相互協力に向けた協議を進めていくこととしております。

また、コロナ禍による交通事業者への支援につきましては、燃料価格高騰相当分の支援を行う一方、当初ICカードシステム導入に対する補助も予定していましたが、事業者から導入見送りの申し出があり、その意向を尊重し、受け入れました。事業者からは、コロナ禍の影響により経営が苦しくなっており、システム導入費用やランニングコスト

の確保が難しくなった。そのことを踏まえて現時点でIC化導入を断念したと聞いております。このことは、先ほど、村井議員からのご質問に対してご答弁申し上げたとおり、苦しい経営の中、現時点でのバス運行を従前どおり続けていただくことを優先された結果と本町では認識しております。システム導入は住民の利便性にも寄与するものであることから、本件につきましては、事業者の意思を尊重しつつ、今後改めて再検討に向けた申し出があれば関係市町村とも協議を進めながら、必要に応じて議会へもご相談させていただきたいと考えております。

また、コミュニティバスの老朽化につきましては、既に20年を経過しており、これまでの運行距離も30万キロメートルを超えております。令和3年度の修繕費は約75万円を要し、8月に開催されました議員全員協議会でもご説明しましたとおり、町としてもバスの老朽化に対しましては課題を認識し、更新についても検討しているところがございます。

コミュニティバス利用実態につきましては、総合福祉センターへの利用者が最も多く、運行初年度では供用月の6月から翌年3月までの10か月間ではありますが、総利用者数7千164人のうち4千261人で、約6割の方が総合福祉センター利用者でございました。運行2年目の令和3年度は、コロナ禍でセンター閉館等による影響もあり減少しましたが、総利用者数5千14人のうち1千647人で、約3割の方が総合福祉センター利用者という結果でございます。

なお、他所から訪れられた乗客数までは把握していないという状況となっております。以上でございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 小川会長が観光について考えるというのをちょっと面白そうだなと思ったんですけども、会長がいなくなったら、会長が頭の中で考えていたことが太子町では行われなくなるかと思うのですが、太子町で観光というのだったら一番どこに行っているかというのと、やっぱり二上山じゃないでしょうかね。そのあたりはちょっと少しこれから観光についても公共交通に位置づけているのであれば考えていただきたいと思います。更に改善して、より良い公共交通となるよう、今後も会議で検討・議論されていくと思いますけれども、どこまで何を改善されていくのかということも今少し明らかにしていただきたいと思います。先ほどもバスをバスに変えるのか、そこからみんな考えていったいいのか、そういうこともちょっと問われているのではないかなど

思っていますので、よろしく願いいたします。

また、商業施設へのアクセス強化、これも計画の中に書かれていますが、昨年1度、カインズへのお買物便を試験運行いたしました。22日に予定されている会議の議題にもこのことを報告していただけるのかと思いますけれども、これはどのように考えているのでしょうか。

小川会長の突然の辞任、申請忘れによる3か月もの、いけば違法運行、申請忘れが分かってからのそれまで無償運行もしました。3か月分の運賃をどうするのかというのを、3か月分乗った方にお返しする、そうおっしゃっておられます。この会議の案内も、私はこの公共交通会議の委員ですので、届いていますが、会議の案内に名前が書かれているんですが、筆頭に課長ではない方の名前が書いてある点なんかも何でかなと思いますし、コロナ禍もあり、ここ最近で短期間で担当課が変わっていることから、どれだけこれまで積み重ねてきた経験、公共交通についての経験を踏まえているのか、この間の対応を見ていると、少々心配になっております。

町長は所信表明でこの地域公共交通について、私の就任時、既に6月1日の運行開始に向け事業が進められており、住民の皆さんにも周知されるなど、各種助成申請の受け付けもスタートされている中での中断となりますと大きな混乱が生じるとの判断の下、予定どおり運行を開始させていただきましたとおっしゃいました。これ、6月と違ったらどうなるのかなと思いながら私は聞いておりましたけれども、しかし、多額の一般財源を伴う事業でもあり、多くの住民皆様の利用を期待しておりますが、太子町地域公共交通会議の会長も言うておられるとおり、現在の運行計画が完成形ではないということでもありますので、そうですね、実証運行ですから、完成形ではありません。費用対効果などを見極めながら必要に応じて変えていかなければならないものと考えておりますとおっしゃっておられました。

そこで、改めてお尋ねします。

私たちは、住民さんの声をずっとずっと議会に届けて、今、太子町には公共交通走っております。この公共交通を、太子町として、町の根幹を成す施策だという認識を役場のほうはお持ちなののでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 本町の地域公共交通は、先ほども申し上げたとおり、そ

の取組は太子町地域公共交通会議での議論を経て実施してまいりました。毎回、会議では活発な意見交換が行われており、会議の中でもいろんな要望やアイデアが発言されています。

一例を申し上げますと、先ほど西田議員からの質問にございました今年7月に実施された会議では、商業施設へのアクセス需要の検証とバス利用喚起についての議論がなされ、昨年12月に実施した太子西条地区商業施設と役場間のお買物便イベントから、交通事業者や関係機関からの意見などを踏まえ、課題整理をした上で実運行が可能か検討を進めていくこととしております。

また、道の駅への休日運行に関しましても、利用状況を見極めることが必要で、利用者が極端に少ない中での運行は公共交通としても成立も難しく、まずは、道の駅の観光客をこの地域公共交通で受け入れる必要があるかを整理する必要があると考えております。この12月に地域公共交通会議を開催する予定としていますが、引き続き委員の皆様からのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています。

いずれにしましても、本町の地域公共交通は、どの地域に住んでいても誰もが利用できる交通の確保を行い、将来にわたり持続可能な公共交通の構築を図る必要があります。現計画の太子町地域公共交通網形成計画は令和5年度までの計画期間であることから、来年度は更新の時期と位置づけています。引き続き本町が目指す地域公共交通によるまちづくりを見極めるとともに、取組内容について地域公共交通会議において協議等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

地域公共交通会議でいろいろ議論もさせていただきます。今回、私もそこに混ぜていただきましたので発言もしていきたいと思ひますし、様々な立場の住民さんも集めていただいていますので、そこでの議論は活発にされていくかなと思ひますけれども、会長さん、次どなたになるのか、そのことも早く示していただけたらなと思ひます。

ただ、本当に太子町の根幹をなす施策だという位置づけで考えていただきたいんです。走ればいいだけではなくって、この走ることによってどれだけ太子町の住民さんの生活、暮らしが良くなるのか、そのことを全町で考えていただきたいと思ひます。やっぱり高齢者が外出することで元気になるとか、先ほど近隣とかの地域のつながりが薄れてい

るとというのが、バスの中で話をするのでお友達ができて、また会話が弾んだりとかして生きがいにもなったりする人もいるのじゃないかと思うんです。そういうことを全体で考えていっていただきたいと思います。

費用対効果でコミュニティバスを考えたら、本当にお金もうけできるわけじゃないですから、走らせることはできないんじゃないかと思います。物差しは、自治体ですから住民福祉の向上に役立っているかどうか、この点で物事を見ていただきたいと思います。この考え方が、受益者負担は当たり前とか、費用と効果から施策を見るとか、自治体としての本旨から外れてしまう考えを持つと、施策が緩んでしまいますので、その点、しっかりお考えいただけたらと思います。

金剛バスが経営難からICカード導入を見送ったとのことですがけれども、人口減、車社会、コロナ禍もあって、バスに限らず電車など交通各社は経営が大変になっています。企業ですから、採算が合わなければ撤退もいたします。ですが、自治体はそうはいきません。路線バスなど地域公共交通を取り入れている地方自治体は2020年度、1千500を超え87%以上にも上りました。うち、1千367市区町村がコミュニティバスを導入し、デマンド型乗合タクシーも573市区町村が導入しています。2007年に成立した地域公共交通活性化再生法による支援は、2021年度に1千150以上の地方自治体、協議会、事業者へと広がり、定時に決まった停留所のある路線を運行する定期路線バス、事前予約しドア・ツー・ドアで運行するデマンド乗合タクシーなど、地域住民の実情に合った形態での運行が実施されています。2020年には、地域公共交通計画の策定を地方自治体の努力義務とする地域公共交通活性化再生法の改正がなされています。

国の支援制度としては、地域公共交通維持確保改善事業が取り組まれています。赤字となる路線を廃止せずに、運行を継続するバスやタクシー会社や自ら運営する自治体や協議会に対して、赤字分の2分の1を国が直接補助し、残りを自治体等が補填する仕組みがあります。実際は2分の1に満たない補助しか出さないという点で不十分さはありますけれども、自治体や公共交通協議会が公共交通維持確保計画を策定すれば、国の補助を受けることもできます。

地域住民がいつでもどこでも自由に安全に移動することは、健康で文化的な生活を営む上で欠かせないものです。憲法に保障された生存権、移転の権利、幸福追求権などを基に移動する権利を保障する施策、地域公共交通は、住民の声を十分に反映して、より

良いものとなるようこれからもしっかりと実証運行を進めてください。

また、せっかく走らせるのですから、乗客数を増やす努力も必要です。免許返納時に何らかの支援は考えることができないでしょうか。2019年4月の池袋暴走事故など高齢ドライバーによる痛ましい事故が相次ぎ、ニュースとなっています。人口の高齢化に伴い、運転免許を保有する75歳以上の高齢者は今後も増加し続けます。高齢運転者の事故防止対策として第一に必要なのは、高齢者が自ら運転しなくても自由かつ安全に安心して移動できる社会環境を整えることです。1998年から導入された運転免許証の自主返納制度の利用が今、増加しています。2019年には運転経歴証明書交付要件の緩和も行われています。

また、多くの自治体で、自主返納者への支援としてバスや電車などの公共交通機関やタクシーの運賃割引が受けられるなどの施策を設けています。

運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの自主返納しやすい環境づくりとして、太子町でも自主返納者支援策を講じ、公共交通の利用促進につなげることも提案いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は20日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでした。

（午後 0時22分 散会）

【第 3 日】

令和4年 第4回太子町議会定例会会議録

令和4年12月20日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	中道雅夫君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君
税務課長	田中信幸君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 山森恵里

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第48号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第51号 太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 議案第52号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第53号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第54号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 議案第57号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第58号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出議案）
- 日程第11 議員提出議案第1号 太子町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件（議員提出議案）
- 日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、議案第47号から日程第8、議案第54号までの以上8件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

建石議員。

[総務まちづくり常任委員長 建石良明君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(建石良明君) おはようございます。

総務まちづくり常任委員会に付託されました議案4件について、審査の結果を報告いたします。

議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件については、審議において、定年延長による非管理職への降任や7割支給による不利益が生じないかとの質疑があり、管理職であったときの7割水準を確保するための調整額を加算することになるので、この制度の中で不利益が生じるということはないとのことでした。

この制度がスタートして5年間くらいの定年退職する職員数を問う質疑があり、2年に1歳ずつ定年が延長されるので、令和5年度末は0人、6年度末には5人、令和7年度末は0人、令和8年度末は2人が定年退職となるとのことでした。

また、現行制度でこれまで定年退職した人の取扱いに関する質疑があり、この制度改正までの再任用の人は暫定再任用という言い方に変わるが、給与など、基本的には従前と変わらないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件については、審議において、既に9月議会で本件同様の改正をしている市町村があるが、他市町村の上程時期についての質疑があり、近隣では富田林市と河南町が9月議会で上程されたが、羽曳野市や藤井寺市など、大半の市町村は12月議会に上程されているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件については、審議において、一般職の給与月額で平均改定率0.3%増に対する階級別の具体的な改定率を問う質疑があり、初任給と若年層の給料月額の改定で、1級で1.7%、2級で1.1%、3級で0.2%増の改定であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上であります。

○議長（山田 強君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

辻本博之議員。

〔福祉文教常任委員長 辻本博之君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（辻本博之君） おはようございます。

福祉文教常任委員会に付託されました議案3件について、審査の結果を報告いたします。

議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件については、審議において、対象となる市町村についての審議があり、府内全市町村が対象となるとのことでした。

また、制度のはざまで、これまで不利益を受けていた人の有無についての質疑があり、

本町では該当者はいなかったとのことでした。

その他、施行期日についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審議において、保険料の軽減対象者数の状況を問う質疑があり、被保険者は減っているが、7割軽減対象者は増加している状況であるとのことでした。

また、コロナの影響で解雇され、国民健康保険に加入した場合に保険料の高さに驚かされているケースがあるが、減免措置についての質疑があり、件数的には、平成31年度4件、令和2年度28件、令和3年度23件、令和4年度は8月末現在で13件と減少傾向であるとのことでした。

保険料軽減の対象者の二極化の内容についての質疑があり、低所得者世帯の7割が増え、2割軽減の世帯が減っているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審議において、通所介護相当サービスの内容についての質疑があり、要支援者において、入浴等の介護サービスを受けるもので、令和4年度の利用者数は、4月が41名、5月が50名、6月が52名、7月が49名、8月が50名、9月が39名であったとのことでした。

その他、増加の原因や受皿となる事業者についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査

の結果を報告いたします。

議案第52号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）については、審議において、路線バスのICカード導入が見送りになり、今後の見通しについての質疑があり、まだ今後の見通しは分からないが、路線バス事業者としては現行の運行を維持することが先決であるため、今年度は見送りになったとのことでした。

また、この事業費全体の額と負担割合についての質疑があり、総事業費は約1億3千500万円で、国が3分の1、4市町村が3分の1、バス事業者が3分の1の負担割合であるとのことでした。

また、人件費減の主な要因についての質疑があり、人事異動によるものと、在職期間が長い職員の早期退職があったために新規採用職員との給与の差が生じたことと、決算を見越した精査も行ったためであるとのことでした。

その他、教育関係施設の電気料についての質疑などがありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第47号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第47号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第48号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第48号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第49号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第49号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第50号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第50号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第51号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第51号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第52号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第52号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第8号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第53号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第53号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第54号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第9、議案第57号、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第57号、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定するため、現行の個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を一本に統合し、民間事業者、行政機関、独立行政法人及び地方公共団体の所管を個人情報保護委員会に一元化するために改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、必要な事項を定めるものでございます。

個人情報保護制度は、個人情報の保護に関する法律施行後、原則法に則り、運用することとなりますが、地方公共団体では、法の範囲内で必要な独自の条例規定が許容されております。本町におきましても、法と整合性を図りつつ、本条例案により各規定について定めるものでございます。

条例案の内容としましては、条例における実施機関を町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区及び下水道事業の管理者の権限を行う町長と定めております。

また、開示請求があった日から開示決定までの期間及び開示請求に係る手数料の額につきましては、国が示す30日以内と、1件当たり300円以内に対し、現行条例と同様、期間は15日以内、手数料は無料とし、更に各自治体において設置の裁量を任されている個人情報保護審査会については、個人情報の適正な取扱いの確保を目的に、専門的な知見に基づく意見を聴くため、引き続き設置するよう定めております。

以上、条例案の内容説明となります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

議案第57号、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について、意見を付けて、賛成の立場で討論を行います。

2021年5月にデジタル改革関連法が成立いたしました。デジタル技術の発展と普及によって、行政等の業務や手続きを効率化し、国民生活の利便性を向上させることは大切だと考えます。しかし、それは行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を、国民自らが監視、監督できる法整備、体制整備と一体に行わなければなりません。日本は、デジタル先進国に比べて、プライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実にする規制やルールの規定、監視、監督機関の整備などの脆弱性、遅れは深刻で、このような状況の中、個人情報を利活用するのは安全性を保つことができないのではないかと危惧されております。

個人情報保護法制の一元化により、地方自治体が独自に制定する個人情報保護の条例にも縛りをかけます。匿名加工した個人情報を外部提供するオープンデータ化を都道府県や政令市に義務化し、条例による個人情報のオンライン結合の禁止を認めないとしています。一方で、個人情報のビッグデータ化、顔認証など、AIの普及の下での個人情報保護、個人の基本的な人権尊重のための新たな規定も、その考え方も欠落しています。行政機関が特定の目的のために集めた大切な個人情報を、もうけの種として、本人同意

もないままに目的外利用、外部提供し、成長戦略へ、企業の利益につなげようとするものです。この問題については、日本弁護士連合会が昨年11月、「地方公共団体の個人情報保護制度を画一化するものであって、憲法の定める地方自治の本旨に反し、地方公共団体の条例制定権を不当に制限するものである。また、地方公共団体における個人情報保護制度全般の後退を招くことが危惧され、これにより、個人のプライバシー権が侵害される危険性は増大するため、デジタル社会の進展を受けたデジタル社会推進のための今回の法改正が、かえってデジタル社会の存立基盤を危うくすることになりかねない」と反対の意見書を提出しています。

今回のデジタル関連法によって、各自治体の個人情報保護条例は改正個人情報保護法に集約、一本化されました。各自治体が独自に定めている個人情報保護条例について全国共通ルールの設定、情報システムの一元化など、自治体の裁量を認めない方針が出されています。これでは、住民要望に沿った自治体独自の施策は行えず、個人情報保護も後退するおそれがあります。行政が保有する個人情報は、住民が行政手続きを行う際に義務的に申告する情報であり、その取扱いは極めて慎重に行わなければなりません。

現在の太子町個人情報保護条例、目的、第1条にうたわれていた「基本的人権の擁護に資することを目的とする」。この文言は太子町の個人情報の保護に関する条例の目的に引き継がれています。改正後の町の条例もこの考えは変わらないとのことでした。また、審査会も引き続き太子町として設置いたします。「すべて国民は、個人として尊重される」憲法の理念に基づき、企業のもうけの種として利用されないことがないよう、太子町が住民の個人情報を守る防波堤となることを求めまして、意見を付けて、賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第57号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第10、議案第58号、令和4年度太子町一般会計補

正予算（第9号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第58号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第9号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、人事院勧告による議員期末手当及び出産・子育て応援交付金に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ980万4千円を追加し、総額を65億1千616万7千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額37万5千円は、事業別区分2、議会運営事業の3節職員手当等で議員期末手当でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額942万9千円は、事業別区分8、妊娠出産包括支援事業で、11節役務費の郵便料で2万9千円と18節負担金補助及び交付金は出産・子育て応援交付金で940万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額628万4千円は、1節保健衛生費補助金628万4千円で、出産・子育て応援交付金の事業費に対する補助金で、補助率3分の2でございます。

次に、16款府支出金、2項府補助金、3目衛生費府補助金、1節保健衛生費補助金、補正額157万2千円は、出産・子育て応援交付金の事業費に対する補助金で、補助率6分の1でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額194万8千円は、財源調整として財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第58号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第9号）は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第11、議員提出議案第1号、太子町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

中村議員。

○9番（中村直幸君） 議員提出議案第1号、太子町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本条例は、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定するため、現行の個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本に統合し、民間事業者、行政機関、独立行政法人及び地方自治体の所管を個人情報保護委員会に一元化するために改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、現行

の太子町個人情報保護条例の対象とされていましたが議会については、現行の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、行政機関を対象としており、国会や裁判所をその対象としていないこととの整合を図るため、議会は新制度の適用の対象とはしないこととなったため、引き続き、条例により議会の個人情報の必要な事項を定めるものでございます。

条例案の内容としましては、全国町村議長会より提示のあった条例を準拠しておりますので、詳細の説明は省略いたしますが、条例において機関として負うべき義務を課す場合は議会、個人情報に係る開示や訂正等の具体的な手続きや処分等を行う場合に、権限行使の主体としては、議長で規定しております。本条例における議会の個人情報の対象としては、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が取得した個人情報については想定しておりませんので、対象とはなりません。

また、開示請求があった日から開示決定までの期間及び開示請求に係る手数料の額につきましては、国が示す30日以内と1件当たり300円以内に対し、町の現行条例と同様、期間は15日以内、手数料は無料としており、法の範囲内で必要な独自の条例規定が許容されていることから、規定する町の条例とも整合を図っております。

更に、各自治体において、設置の裁量を任されている個人情報保護審査会については、個人情報の適正な取扱いの保護を目的に、専門的な知見に基づく意見を聴くため、引き続き、町で設置される太子町個人情報保護審査会に諮問するように定めております。

第45条第6章の罰則規定につきましては、地方検察庁との協議が必要となりますが、事前に協議を行い、支障のない旨の回答をいただいております。

以上、条例案の提出理由及び内容の説明となります。

なお、本条例の施行期日は、法改正の施行日であります令和5年4月1日から施行すると条例制定を提案いたします。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議員提出議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号、太子町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第12、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る12月1日に開会して以来、本日までの20日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これもちまして、令和4年第4回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時16分 閉会）

○議長（山田 強君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和4年第4回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る12月1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決、ご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、町政全般についてご報告を申し上げます。

本町出身で、サッカー日本代表フォワードの前田大然選手が出場したFIFAワールドカップ・カタール大会が幕を閉じました。前田選手の活躍もあり、日本代表チームは予選リーグを突破し、ベスト16という好成績を残しました。改めて、本町の住民の皆様をはじめ、日本中に勇気と感動を与えてくれた前田選手と日本代表チームに感謝を申し上げたいと思います。また、大会期間中は、太子町が各メディアで取り上げられる機会も多かったことから、今後のスポーツ振興やシティセールス面における波及効果も期待しているところでございます。今後も、前田選手にはPR大使として本町の認知度向上やイメージアップのため、SNSなどの情報発信による広報活動への協力をいただくことを予定しております。本町といたしましても、引き続き、前田選手の更なる活躍を応援してまいります。

次に、新型コロナウイルス関連についてでございます。本年を振り返りますと、年の初めから第6波、夏には第7波、そして現在、大阪府内では、1日の新規陽性者数は明らかな増加傾向であり、大阪モデルは黄信号であります。既に第8波に入ったという報道もされております。本町といたしましては、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、社会経済活動を停滞させることがないよう様々な施策に取り組んでいるところでございますが、特に、今冬はインフルエンザとの同時流行も懸念されております。来る12月24日土曜日に、万葉ホールで今年最後の集団接種を予定しておりますので、ご自身の重症化予防と年末年始の医療体制の逼迫を回避するため、住民の皆様にも早期のワクチン接種をご検討いただけるよう、改めて、呼びかけを行ってまいります。

次に、本年度のふるさと太子応援寄附金の状況についてでございます。昨年度は、前

年度の約 8.2 倍、伸び率全国 2 位となる約 1 億 1 千万円の寄附を頂き、大きな成果を上げることができましたが、今年度については、更に取り組を強化しております。返礼品のラインナップを昨年度の約 30 品目から 2 倍以上となる約 70 品目にまで増やすとともに、大阪市内の大型ショッピングセンター等での PR イベントの実施やふるさと納税ポータルサイトに JR 東日本系の「JRE MALL」を追加するなど、PR を強化いたしました。これらの取組の結果、今朝の速報値では 1 億 9 千万円を超え、既に昨年度の決算額を大きく上回る寄附を頂いております。今後の取組についてですが、更に魅力ある返礼品開発のため、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用しながら、包括連携協定を締結した大阪南農業協同組合や四天王寺大学などとの産官学連携による取組も検討してまいりたいと考えております。

最後に、本年もいよいよ残すところあと僅かとなってまいりました。心せわしい年の暮れを迎え、何かとご多用とは存じますが、議員の皆様には時節柄一層ご自愛の上、健やかなる新年をお迎えになられますこと、また新年が太子町全ての皆様にとって良き年となりますようご祈念を申し上げますとともに、来る年も私をはじめ、職員一同、よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 本日はどうもご苦勞さまでございました。どちらさまも良いお年をお迎えください。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 山 田 強

太子町議会議員 斧 田 秀 明

太子町議会議員 建 石 良 明